

第五百十回 参議院文教・科学委員会會議録第二号

平成十二年十一月二日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 市川 一朗君
理事 岩瀬 良三君
亀井 郁夫君
佐藤 泰介君
松 あきら君
日下部禮代子君

委員 阿南 一成君
佐藤 泰三君
中曾根弘文君
松村 龍二君
水島 裕君
小林 元君
佐藤 雄平君
本岡 昭次君
福本 潤一君
畑野 君枝君
林 紀子君
田名部匡省君

国務大臣 文部大臣 大島 理森君
科学技術庁長官 鈴木 恒夫君
文部政務次官 松村 龍二君
科学技術政務次官 渡海紀三朗君

政務次官 文部政務次官 鈴木 恒夫君
文部政務次官 松村 龍二君
科学技術政務次官 渡海紀三朗君

事務局側 常任委員会専門員 巻端 俊兒君

政府参考人

総務庁青少年対策本部次長 川口 雄君
科学技術庁科学技術政策局長 間宮 馨君
科学技術庁原子力安全局長 今村 努君
文部大臣官房長 近藤 信司君
文部省初等中等教育局長 御手洗 康君
文部省教育助成局長 矢野 重典君
文部省高等教育局長 工藤 智規君
文部省体育局長 遠藤純一郎君
労働大臣官房審議官 坂本由紀子君

本日開会に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○教育、文化、学術及び科学技術に関する調査(教育の今日の課題への取組に関する件)
(北海道の教育現場における諸問題に関する件)
(教育改革国民会議の提言に関する件)
(心の教育に関する件)
(スポーツ振興投票券に関する件)
(障害者スポーツの所管に関する件)
(スポーツ振興策に関する件)
○著作権等管理事業法案(内閣提出)

○委員長(市川一朗君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
教育、文化、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に総務庁青少年対策本部次長 川口雄君、科学技術庁科学技術政策局長 間宮馨君、

科学技術庁原子力安全局長 今村努君、文部大臣官房長 近藤信司君、文部省初等中等教育局長 御手洗康君、文部省教育助成局長 矢野重典君、文部省高等教育局長 工藤智規君、文部省体育局長 遠藤純一郎君及び労働大臣官房審議官 坂本由紀子君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(市川一朗君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(市川一朗君) 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○阿南一成君 自由民主党の阿南一成であります。

きょうは、大島大臣御出席のもとに、かねがね私が文教・科学行政について考えておりますことを中心に、親しく大臣の御所見をお伺いすることができ、大変うれしく思っております。よろしくお願いをいたします。

まず最初にお伺いしたいのは、一昨日の大臣の所信あいさつの中で大臣は、二十一世紀は激動の時代となること予想されるが、目指すべき方向は我が国の主体性を維持しつつ国際社会に貢献し世界から尊敬される心の豊かな美しい日本の国を実現することであると、その考えを述べておられます。そうして、教育、学術、文化、スポーツの振興は、これを実現する上で最も重要な基盤であると喝破をされておるのであります。私は、この大臣の御見識に全く同感であります。

一点だけ確認をさせていただきたいのでありますが、それは、教育は国家百年の大計であります。問題は、教育問題を考えるに当たり求めるべき

き国家の理念が定まらない、教育の内容、教育のあり方について方向が定まらないのではないかと、いふように考えるのであります。しかるに、今の我が国の現状を見ますと、あるべき国家像、すなわち二十一世紀を迎えるに当たり我が国の将来像、国の形をどうするかという点からの議論が、いまだ十分ではないと思っております。

少子高齢化社会を迎え、環境問題が一層声高に言われる将来の社会にありまして、我が国の産業構造はどう転換するのか、介護問題はどうか、失業問題の解決の方策ありやなどなど、我々政治家は具体的に国民の皆さんの前でその疑問にこたえる義務があるというふうに考える次第であります。そうして、その上で我々の目指す国家像が明らかになり、そうした国家理念に基づいて国民となるべく教育はどうかあるべきかが問われなければならぬというふうに考えるのであります。

もちろん、個々の局面におきましては、それぞれの問題について十分協議、論議が行われ、対策も講じられておるのではありませんが、それらと教育のあり方がどのように結びついているのかがなかなか見えてきません。国民の皆さんもどうかしさを感じておるのではないかと思っております。こうした国民の皆さんの声に政治家としてこたえていくのが我々の責務ではないかと常日ごろから考えておる次第であります。

そこで、大臣は政治家として、また文部大臣として日本の将来あるべき国家像をどのように描かれ、そしてそれを教育のあり方にどのように結びつけていこうとおられるのか、まず最初にお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(大島理森君) 阿南先生からこの委員会を通じて今日までもさまざまな教育問題についての御提言をいただいております。私は、所

信あるいは総理のお言葉でございますが、「心の豊かな美しい国家」ということを申し上げました。そのことに加えて、政治家として君はどういう国家像、あるいは文部大臣としてそのことをさらにどのように国家像として考えるのか、こういうふうな御質問かと思ひます。

いろいろなことを考えますと、やはりこの戦後五十年の変遷というものは、いろいろなことを私個人としても考えなければならぬことがございまして、日本の歴史を振り返ると、日本というのは、どこの国もそうかもしれません、おごり高ぶったときに非常に大きな失敗をしているという、大きな問題を起している。

その歴史を我々は謙虚に受けとめなきゃならぬなと思ひながら、「心の豊かな美しい国家」というのは、私は、共生という言葉がよく出ます。環境庁長官をやりましたときによく使いました。共生という言葉、これは我々も今も使っていますが、やつぱり世界とともに生きる、あるいは自分以外のものとともに生きていくという意味で、その「美しい」という言葉の中には共生という言葉が一つあると私は思っております。

もう一つ、激しく動くという二十一世紀、これはITの波もそうございまして、国境というふうな境が特に経済を中心にしてなくなっていく。一方、技術革新が激しく動いていくといったときに今度は自立という、そういうふうな心構えというものが必要なのではないかと、やはり、自分の頭で考えて自分の言葉で発していく、そこに責任を持ていく。

私の思いとしては、「心の豊かな美しい国家」と言うときに共生あるいは自立というふうな、そのイメージがございまして。そういうことの中に、やはり創造性、社会性というものがたまたま申し上げたような言葉の中に当然含まれていく、私はそういう思いで考えておるところでございます。

○阿南一成君 ありがとうございます。

きまして、文部大臣の諮問機関であります教科用図書検定調査審議会の元外交官の委員が他の審議会委員に對し、特定の教科書を不合格とするよう工作したという大変な問題が報じられています。そこで、これから教科書問題について何点かお伺いをいたしておきたいと思ひます。

今回の問題を前にしますと、昭和六十一年、高校の日本史教科書が事実上検定に合格をしながら、中国など近隣諸国の批判を受け修正を余儀なくされたという事案など、教科書にかかわる外交問題を思い起こすのであります。

教科書というものは、まさに日本の根幹にかかわるものというべきものであります。なぜならば、日本の将来を担う子供たちに対して、よきにつけあしきにつけ日本のこれまでの姿を適切に示し、これからの日本はどうあるべきか、またそのあるべき日本の実現のためには自分はどうのように行動をすればよいのかを子供たちが考えるための重要な要素として教科書があると私は考えるのであります。いわば国の基礎づくりにかかわるものであろうかと思ひます。

一國の主権にかかわるこの教科書問題に對してこれまでたびたび外交的問題の影響を受けてきたのであります。が、そもそも教科書の記述は外交的な事情によつて左右されるべきではない、歴史的な事実を直視して正確に記述されるべきものであると私は考えるのであります。そういう意味から、近隣条項の見直しも視野に入れるべき時期が来ているのではないかと考えるのであります。この点、大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

なお、大変恐縮であります。私の持ち時間、亀井先生の時間を後で十分とてありますので、簡明にお答えをいただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(大島理森君) 御承知のように、教科書検定は、指導要領や検定基準に基づいて客観的な学問成果や適切な資料に照らして実施しているものでございます。指導要領の中には「国際協調の精神を養う。」こととされておまして、その

ことを基本にして客観的に検定を行つていただくというふうなことにしておるところでございます。そういう意味で、今後とも指導要領や検定基準の客観的な学問成果に基づいた形で適切に検定を行つてまいりたい、このように思つておるところでございます。

○阿南一成君 ありがとうございます。

次に、教科書問題のもう一つの懸案であります教科書採択制度についてお伺いをしておきたいと思ひます。

公立の小中学校において使用される教科書の採択については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第二十三条において教科書採択にかかわる権限が教育委員会にあることを明記しております。しかし、実際上は教育委員会の権限の空洞化ということが言われております。具体的には、教職員の投票によつて採択教科書が決められていて、あるいは教育委員会のもとに諮問機関として置かれていて調査・選定委員会等からの答申の段階で既に教科書が絞られ、教育委員会はその答申どおりに採択教科書を決定しているという実態も指摘をされておるところであります。法律によつてしっかりと明記されている教育委員会の採択権限が、法的根拠のない投票などによつて事実上奪われているのではないかとおもうところであります。

教科書採択制度は、教科書の公正中立を確保するため、教科書検定に続くもう一つの大切な制度であると思ひます。つまり、人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有する者のうちから任命をされる教育委員会の委員が教科書の採択に関する権限責任をしっかりと果たすことにより、仮に不適切な教科書が検定を合格いたしましたとしても、正規の採択過程で選別をされて落とされることが期待されておる制度ではないかと思ひます。

文部省は、平成二年及び九年の二度にわたり、各教育委員会に對して、教職員の投票によつて採択教科書が決定される等採択権者の責任が不明確になることのないよう採択手続の適正化を図るこ

とを求める通知を出しております。また、本年もその旨の指導を再度行つておることを承知いたしております。しかし、それぞれの通知を読ませていただきますと、問題の核心を一刀直入には指摘しておらず、法の趣旨に反していると思われる教科書採択の実態にかかわる抜本的改善策を明記しているに止まっています。私から見れば緩やかな表現であると思ひます。大臣にも、教科書問題に關しては極めて重要な通知でありますのでぜひ御一読をお願い、いつの機会か当委員会においても御見解を賜れば幸ひであらうかと思ひます。

そこで、大臣にお伺ひしますが、教科書採択の改善が遅々として進まない原因をどのように考えておられるのか、また教科書採択におけるいわゆる学校票方式の実態をどのように認識なさつておられるのか、そして大臣はこの実態に對してどのように対応していられようとおるのかをお伺ひいたします。

○国務大臣(大島理森君) 具体的な実態状況は局長から、参考人から御報告させますが、今、阿南先生がお話しされた採択に当たつて教職員の投票で決めるとか、あるいはそれに類似したことで決めるとか、そういうことは絶対あつてはならぬことだと、このように思つております。いづれにしても、そういう指導をさらに徹底してまいりますが、委員から御指摘いただいたように、その内容を私ももう一度読み返しながら、いづれかの機会においてそのことについて何か改善すべきことがあればあつたでまた御報告してまいりたい。

いづれにしても、採択権者の責任が不明確になるようなことは絶対にあつてはならぬと、このように思つておりますので、その方針で徹底してまいりたいと、こう思つております。

○阿南一成君 ありがとうございます。

次に、現在行われている教育改革のキャッチフレーズでもありますゆとり教育について、ちよつと御見解を賜りたいと思ひます。

新学習指導要領が平成十四年度から完全実施を

されることにより、教育内容の三割が削減をされることとなっています。これに対して、昨今指摘されている学力低下という危機意識から反対意見が多く出されております。京都大学の西村教授等が書かれた「分数がでない大学生」、「小数がでない大学生」が大変な反響を呼んでいることから、国民の多くの皆さんが教育内容の削減に対して疑問を持っていると思うのであります。

昭和六十年に出されました臨時教育審議会第一次答申におきまして、教育改革の基本的方向として、個性尊重、基礎、基本の重視が打ち出されました。現在、個性尊重、ゆとりをキャッチフレーズとした教育改革は、この路線をさらに発展させたものだと思えるのであります。

しかし、教職員の週休二日制の完全導入との関係もあると思いますが、このゆとりの名のもとに単に教育内容を削減することに対しては、多くの疑問を国民が持つところであり、教育内容の削減に伴い教科書は内容が薄くなり、その教科書をもとに、学校教育と現実として存在する受験を前提とした教育ニーズとの乖離が大きくなっているのではなからうかと思うのであります。

現実に塾に通う中学生は約六割にも達しているとの報道がなされております。また、私立学校では、検定教科書では物足りず、私製、独自の教科書を使用している例もあると聞いております。このままでは、検定教科書の存在そのものを揺るがすことになるのではないかと危惧する次第であります。学校教育法によって使用が義務づけられている教科書が使用されないということは制度上あり得ないことでありますけれども、事実上、特に私立学校において使用されていないという実態に對する対策、歯止めがあるのか。

また、現実問題として、受験に際して求められる知識レベルと教科書の内容との乖離が大きくなり、子供や保護者が憂慮して学校の外に塾などに通うという現状に対し、親の経済力によってその子供の将来が左右されるようなことになっては

ゆゆしき事態であるというふうに私は思うのであります。大臣の率直なお考えをお聞かせ願いたいと思うのであります。

本来、学校は勉強をするところであり、学力水準の向上充実、学校ひいては文部省の責務であります。学歴、受験、偏差値などを取り上げて、勉強に関する一切のものをマイナスイメージが与えられ、ゆとりの名のもとに勉強を否定する空気が学校教育に画一的に広がるようなことがあつてはならないと思うのであります。

このような心配に対して、大臣の御見解を賜りたいと思います。

○国務大臣(大島理森君) 新学習指導要領に対してさまざまな御所見をいただいております。

先生もそうですが、先ほど先生がお話しされた榎原さんからも新聞等を通じて御論議をいただいて、私なりに新聞を通じてきちっとしたお答えをしたつもりでございます。

ただ、ゆとり教育という、そのゆとりという言葉にやはりこれはちよつと誤解を与えている部分もある。私どもがねらいなのは、まさに先生お話しされたように、大学に行っても基礎的な数学の計算ができない子がいたりする。まず、そういう基礎的な知識というものを身につけないうまま中途半端に上に上がっていくということがあつてはならない。ですから、公教育の中でまず第一に基礎的知識はきちっと教え込む。やっぱりそのところは押さえていかなきゃいかぬ。それを土台にして、その子供たちのそれぞれのありようについて柔軟なプログラムを組んでいく。そして、もつと興味を持っている科目には、その興味を持っていく科目を推進させていくとか、そういういわば二つの縦と横の新しいあり方を考えているところ

です。ですから、基礎的学力をきちっと身につけさせるといふ点については、私どもは徹底をしてまいらなければならぬ。そして、一番子供たちの国際比較をやつていて足りないのは、自分の力で問題点を発見する、そして自分の力で、自分の考

え方でその問題点を探求していく、そしてそれが正しいとか正しくないとかと言う前に自分なりに結論を出す。そういうみずから考える力というものを付けていくことが、先ほど先生が冒頭に御質問された、激しいこの国際社会の中で、変動の中で生きていく力をつけるために必要な教育ではないか。それが新学習指導要領の基本でございます。我々は、もつともつと国民の皆さんにそういう点を御理解いただきながら、新しい学習指導要領のあり方について、さらに我々も指摘を受けた部分について、もしこはちよつと直していかなきゃならぬところがあるのであればそれは直していきますし、そして来年から、国民の皆さんの御心配に対してもおこたえするためにも、やはりきちつとした程度の学力を持つているか、一斉のそういう試験をやりながら、子供たちの知識力というものについてもしっかりと見守つて、見詰めてやつていかなければならない、そういう思いでございます。

○阿南一成君 ありがとうございます。

次に、昨年の三月九日の本委員会におきまして、私のふるさと、大分県竹田市の駅でも流されております、そしてこれまでも共通教材として必修とされてきました「荒城の月」、さらに「赤とんぼ」など日本の名曲が新学習指導要領には記載されなくなつたことから、後世に伝えていくべき心にしみる日本人の心のふるさととも言ふべき名曲が忘れ去られていくのではないかと私は質問の中で指摘をいたしました。

当時の有馬文部大臣が、新学習指導要領の解説の中においてこれまで示してきた共通教材、御指摘の「荒城の月」や「赤とんぼ」などを参考資料として示すことにしており、小中学校において「荒城の月」を初めとする我が国で歌い継がれて親しまれてきた音楽が今後も指導されていくことになると考えておりますと答弁をされました。

中学校の新学習指導要領を見ますと、歌唱教材といったしまして、一つ、「我が国で長く歌われ親しまれているもの」、二つ、「我が国の自然や四季

の美しさを感じ取れるもの」、三つ、「我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの」を含めることとされております。この趣旨及び過去の共通教材を学習指導要領の解説で示した趣旨が検定中の教科書に反映され、「荒城の月」や「赤とんぼ」など日本の名曲が子供たちに受け継がれていくことになると私はかたく信じておるのであります。が、確認のために大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○政府参考人(御手洗康君) 御指摘がございました「荒城の月」、「赤とんぼ」等の我が国の伝統的な文化に根差す歌曲等の指導につきましては、委員御指摘ございましたように、さきに有馬文部大臣が答えましたとおりでございます。しかしながら、具体的に教科書についてどう取り扱われるかというところにつきましては、こういった学習指導要領や解説書の趣旨等を踏まえまして、各教科書の作成者、発行者等におきまして選曲をしていくということになってございます。

現在その教科書につきましては検定審議中というところでございますので、具体的な結果につきましては、来年四月以降検定結果が明らかになるまでお許しをいただきたいと思いますところでございますが、いずれにいたしましても、各学校におきましては、地域の実情にのっとりまして、教科書にあるなしにかかわらずそれぞれこれまでも指導をされてきておりますし、今後とも指導はなされるものと私どもも考えているところでございます。

○阿南一成君 いろいろ言いたいこともありますが、この際、先に進みたいと思ひます。

次に、教育改革国民会議より出された中間報告についてお尋ねをしておきたいと思ひます。教育改革国民会議の中間報告では「効果的な授業や学級運営ができない」という評価が繰り返されても改善されないという判断された教師については、他職種への配置換えを命ずることを可能にする途を拓け、最終的には免職などの措置を講じる。」との提言がなされております。

教育の根本には、よき教師、尊敬される教師、信頼される教師による児童生徒への感化があり、その反面として、悪い教師に当たれば、発達段階にある児童生徒の勉学に対する意欲を失わせるばかりでなく、可能性の芽を摘み、さらにはその一生に取り返しつけない悪影響を与える可能性があるということもよくわかります。残念ながら、教師の中にはそのような児童生徒に大きな悪影響を与える教師も中にはおられるかもしれません。このような教師の児童生徒に対する影響にかんがみるときに、この提言は遅きに失したと思うのであります。今後、文部省はこの提言をどのように具体化していくのか、お伺いをいたしたいと思います。あわせて、地方公務員法第二十八条には分限の規定があります。その第一項において「勤務実績が良くない場合」、「その職に必要な適格性を欠く場合」は免職することができると規定をされております。この規定が実際にこれまで発動されたことはあるのか、もしあるとすれば何件ぐらいあるのか、それは公立小中学校の教職員七十万人に対してどの程度のパーセンテージで発動されておられるのか、大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(大島理森君) 国会議の御提言を踏まえた方向性について申し上げ、後に具体的な数字については参考人からお話しさせていただきます。国民会議の中間報告が出されて以来、私どもも総理からの御下命で勉強に入りました。その勉強に入っている一つが、今、阿南委員がお話しされた問題点でございます。私どもも、十分な適格性を有しない教員につきましてはどうか対応するか、教員以外の職へ円滑に異動させるためというふうにしたらいいかということを勉強し、できれば通常国会等において所要の法律改正を検討してまいりたい、こう思っておりますところでございます。

○阿南一成君 これまで政治は教育に直接介入せず外的条件整備に徹するべきであるということが言われて久しいわけであります。例えば、教科書

問題についても、あるいは道徳をどう教えるかなどの問題につきましても、学習指導要領の作成に当たっても、政治家は直接的には意見を述べることを控えてきたと私は認識をいたしております。しかし、昨今統廃する少年犯罪、いじめ、学級崩壊、さらには先ほど挙げました学力低下というように、我が国の子供たちの状況をとらえてみても、教育の現状は危機に瀕していると考えるのであります。

こうした現状に目を向けるとき、教育の問題について、総理の私的諮問機関であります教育国民会議の議論も必要であります。国のあり方を考えるべき政治家が最も基本的な問題である教育問題についてみずからの信念に基づいて積極的に発言し、世論を喚起する時期が来たのではないかと、いふふうに私は考えるのであります。

そこで、私は五月十六日の当委員会におきまして、危機的状況と言われる教育の現状に対するさまざまな対策として四つほど提案をさせていただきます。

第一点目は、心の教育の一環として、全国の小学校低学年、幼児教育を中心とするわけであります。この全学級が草花を育てることができるよう学校に花壇を設ける予算を確保していただきたいとの提案をいたしました。あわせて、わび、さびの世界の茶道、そしてすばらしい芸術品を鑑賞し情操を高めるため学校外の美術館、博物館の見学も、課外授業としてではなく、小学校低学年の正規の授業カリキュラムの中に組み込むことを提案させていただきます。

二点目は、子供たちが大きな問題行動を起こす前に先生が子供の心や行動の変化を敏感に察知し、子供の相談に乗るなどして心を開かせ、子供を正しく導くことができるよう先生の資質を向上させること。さらには、いじめや不登校などなるべく穏便に済ませようとする開鎖的に処理をする校長を初めとする管理者があるとするならば、そういう管理者を排し、正義を実現しようとする先生たちの積極的な活動を支援する体制づくりをして

ほしいと提案をいたしております。

三点目は、統廃する少年事件、自殺、いじめ等に対しまして、運輸省の航空事故調査委員会のような常設の委員会を文部省内に設置し、いじめによる自殺あるいは教師殺傷事件、黒い事件のような問題であります。このような大きな事件が発生をいたしました場合には、専門的な立場から現地調査を徹底的に行い、克明な原因の究明を多角的に行つて、その報告書を文部大臣及び国会に報告するようにしてはいかかという提案をさせていただきます。

第四点目は、全小中学校へのスクールカウンセラーの配置と二十四時間対応の電話相談、子供の悩み一〇番の設置を申し上げます。

以上四点について、私は大臣とともに議論をいたしたいと思つて提案をいたしました。当時は、当時の大臣はやむを得ない事情で出席がなわず、そのことについては私も十分に理解をいたしておりました。かわりに当時の政務次官に御答弁をちょうだいいたした次第であります。しかし、大臣も新しくおかわりになりましたところでありますので、繰り返しでありましたが、私の四つの提案を確認させていただきたいと思つて申し述べます。

私の四つの提案に対する大臣の率直な御意見をお伺いするとともに、特に第一番目に提案いたしました情操教育の一環としての学校における花壇を充実するために係る予算の八月の概算要求の状況をお聞かせいただきたい。事務当局としては既に多くの小学校においては花壇はありますとの説明ではありますが、私があえてそれを承知で質問させていただきましたのは、中教審の答申の中心に据えられております心の教育の現実の試みの一つとして重要視しているからであります。

これから学校にも完全週休二日制が導入され、土曜、日曜は連続してお休みになります。そうすると、子供たちが精魂込めて育てたお花が、月曜日に来てみますと、しおれて水を欲しがっているかもしれません。そのとき、子供たちが、土曜、

日曜、大切な友達であるお花のことを忘れてごめんねとお花と会話をしながら水を上げると、お花は見る見る元気を回復してくると思うのであります。さらに一歩進んで、土曜、日曜の休みに学校にまで出てきてお花にお水をやる子供も出てくるかもしれません。私は、これは子供たちに対する一つの心の教育の実践であらうかと思うのであります。また、その立派に育てたお花を駅や町役場や派出所や消防署に生けに行くという奉仕活動も、子供たちに十分な体験学習の機会を与えることになるかと確信をしております。

どうか大島大臣におかれましては、平成十三年の概算要求の項目立てにもし仮に入っていない場合でも、実行予算で全小学校に充実した花壇を設けていただくことを切望するものであります。ぜひとも大臣の前向きな御答弁を期待いたします次第であります。

○国務大臣(大島理森君) 阿南先生から五月十六日に四つの御提案があったことを議事録等でしっかりと拝見いたしました。その中で、我々も研究をし、そして来年の概算要求にも反映させたり、あるいはとるべく施策の中で取り入れさせていただいているものもございます。特に重点的に御主張がございました自然に接したり花木を愛する心を育てるという御主張でございますが、そのことの基本的な重要性については同感でございます。

したがって、私どもとして、平成十三年度の概算要求に対し、観察の森とか学習園等の整備をもつと充実させたい、そういうふうな意味で七億一千九百万を要求しているところでございます。まずこれらをこれからも努力して予算化し、そしてこれはかなり大規模なものでございますから、小規模なものについては地方交付税において所要の財源等が講じられておりますので、学校を指導しながら、今、先生がお話しされたような精神がそれぞれの学校において生かされるように、実現されるように努力してまいりたいと思っております。

なお、他の三つの御指摘についても、例えば二十四時間の電話相談のあり方とか、あるいは青少年に対する校長先生や学校の現場を支援する形がどうあるべきとか、あるいは教員の資質向上、今それぞれお答えしますと長くなりますので、先生の趣旨をしかと踏まえながらなすべきことはなしていないかなきやならぬ、非常に貴重な御提言だと、このように思つて努力しているところでございます。

○阿南一成君 大変ありがとうございます。

なお、質問通告いたしました二番、三番、七番、十番、十二番については時間の調整で、せっかく準備をさせていただきましたが、割愛をさせていただきます。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○亀井郁夫君 自由民主党の亀井でございます。引き続き大臣にお尋ねしたいと思ひます。教育の基本になつてゐる教育基本法の問題について、まず最初にお尋ねしたいと思ひます。

最近、少年の凶悪事件が続発いたしました。大変驚くわけでございますけれども、こうしたことは、子供たちがみずから身をもつて私たち大人に対して戦後の教育のあり方について問ひかけているんだということを、私たちはそういう姿勢で受けとめなければならぬではないかと思ひます。

戦後、確かに経済的には豊かになりましたけれども、しかし私たちは大事なものを失つたのではないかと思ひます。それは、日本人としての魂であり、心ではないかと思ひます。特に、戦後の教育を支えてきたこの教育基本法、それぞれの一条一条を読みますと全部すばらしいことが書いてあるわけでありまして、そのことを否定するものでもないかと思ひます。

しかし、振り返つてみますと、終戦を契機にして戦前の教育を全面的に否定するという中で戦後の教育が組み立てられたわけでありまして、そ

の中ではGHQの指示もありまして、日本の伝統の尊重とかあるいは愛国心の育成、家庭教育の重視、宗教的情操の涵養とか、こういうものが外されてしまったということから、これが戦後の教育の持つ大きな欠点として今見直されておるわけでもございます。

森総理も教育改革を大きな柱として取り上げられており、また教育改革国民会議でいろいろと議論がされておるわけでございますけれども、大臣のこの教育基本法に対する今後の取り組みについてどのようにお考えか、お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(大島理森君) ただいま亀井先生から教育基本法のことについてお話しされました。私も、まず進め方の問題としてこのように考えております。

これは総理もずっと一貫して申し上げてゐることでございますが、今、各党あるいは各議員、各委員、皆様方とところでいろいろな教育議論が盛んになつておりますが、国民会議においての中間報告においては、やはり基本法の問題もきつと取り上げられております。したがつて、それが年内に最終報告として出てまいらぬかと思ひます。また、与党各党の中においても議論がされ、また野党の政党的それぞれの皆さんのところでも議論されてゐると思ひますが、その国民会議の最終報告を私ももちろんだいた後、我々としても勉強をもう既に始めておるところでございますけれども、幅広く国民の皆さんの御意見を聞く、その最も中心的なのは中教審であらう、中央教育審議会に諮問を申し上げ、そこでも議論してもらおうというふうな議論をまずきつと得ていきたく、このように思つております。

中身の問題で、おまへは一体基本法のどういうところにどういふ所感を持つてゐるのかということにつきましては、文部大臣として今明確にこ

のところの問題でこうだということを申し上げるのはいささかまだ早いと思ひますけれども、亀井委員お話しされましたように、昭和二十二年につくつたときに、そのときの世界情勢、国の目指す方向、そしてあるべき姿と今日とを考へてみましたときに、客観的に大きな変化がある点がたくさんございます。それは、例えば国際社会における日本の大ききさというものがさうでございましょう。あるいは家族構成のあり方、地域のあり方、あるいはまたその中における富の大ききさ、そういうものから考えると、やはり教育というのは子供たちに生きる力を結集つけることが私は目標だと思ひます。

そうすると、これから来るであろう新しい社会というものを想定しながら、そして立派に子供たちが生きていくというためにはどういふ方向を目指せばいいかということを考へますと、必然的にさまざまな議論があつて結構なことではないだろうか、こう思つておりました。多様な皆様方の御議論を今私は読んだり見たり、また聞いたたりして、いるところでございます。いづれ、来年、中教審に御諮問をいただきますが、そして多くの議論をちようだいし、しっかりとそういう方向性を見届けながら、私も私なりに努力して、そして国民の議論にたえるようにしてまいりたい、このように思つております。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。ぜひともこの問題については前向きにしっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、教育の基本になつております学習指導要領についてお尋ねしたいと思ひます。先ほど阿南先生からもお尋ねございましたけれども、一、二お尋ねしたいと思ひます。

特に、今地方分権が進められて、教育についても地方分権という形でいろいろ移されておりますけれども、私は教育については文部省が中央でしっかりと頑張つていただかなきゃならないと思ひますし、そのためにも学習指導要領については十分お考えいただきたいと思ひます。

しかし、そういう意味からも、学習指導要領についてはそれを守ろうとする組合もあれば反対する組合もたくさんあるわけでございます。さまでございまして、私の地元広島では組合が学習指導要領を守らないことを競ひ合つてきたという歴史の中で、教育の現場も大変荒れてしまつたわけでございますけれども、しかし最近はどうやく小康状態といひますか、新しい方向を見出す方向になつてきておる状況でございます。

いつも問題になりますのは、単純なことでございますけれども、学習指導要領の法的性格についていつも議論されるわけでありまして、大綱的基準だから守らなくてもいいんだというのが組合の大体の根拠でございますけれども、改めてここで文部省としてこれについての法的性格を明快にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(大島理森君) 明快に申し上げます。

学習指導要領は法令の規定に基づいて定められてゐるものでございまして、学校においてもこれに基づき教育課程を編成しなければならぬという法規としての性格を有してゐる。これは、いづれにしても伝習館高校事件の最高裁の判決もございまして、改めてそのことは国民の皆さんに明確に申し上げます。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

この学習指導要領を守るか守らないかというところのメルクマールが国旗・国歌の問題であります。国旗・国歌について指導するようにと書いてあるんですけれども、これを守らないことが学習指導要領を守らないということではないかと思ひます。

私の地元広島のことを何回も出しますけれども、この国旗・国歌については惨たんたる状況でございましたけれども、昨年の国旗・国歌の法制化を契機にして大分変わつてまいりました。しかし、国歌についてはまだメロディーが流れるだけであつて、先生もいすに座つてゐる、生徒もいすに座つてゐるというおおよそ考えられない状況が

まだ続いておるわけでございます。しかし、文部省のレポートを見ますと、ちゃんと指導しているということになっておりますけれども、指導しているところの教育委員会等が報告いたしまして、中身はそういうものだというところを十分御理解いただまして、ちゃんとした形で国旗・国歌が指導できるようにひとつ御指導願いたいと思うわけであります。

そこに絡みまして、特に今見てみますと、全国で北海道がどういうわけか非常に悪いわけでございまして、改善の跡がなかなかない。特に札幌市の中学校では国歌の斉唱率が一三％ということで非常に低いわけでございますけれども、これに引かれて、札幌市の教育委員会は九月十八日に適切に行うようにという職務命令を、もうやむを得ずだと思っておりますけれども、出されて努力されておるわけであります。北海道がどのように他の県と違つて非常にこういうのが低いということは、全般的に学習指導要領も守られていないんだらうと思うんですけれども、この原因は何だとお考えか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(御手洗康君) 国旗・国歌の卒業式、入学式におきます指導につきましては、昨年、国旗・国歌法が制定をされまして、文部省といたしまして改めて実施率が芳しくない各都道府県等につきまして指導を徹底したわけでございます。その中で多くの都道府県で改善を見たところでございます。北海道におきまして多少の改善はいたしましたけれども、例えば国歌斉唱につきましては、小学校では全体での実施率が六六％ほど、中学校では六〇％、高等学校では八五％ということで、委員御指摘ございましたように全国で最低の実施状況ということでございます。

これにつきましては、北海道の教職員団体におきまして、その運動方針に日の丸・君が代の指導強制に反対する、これについては対抗戦術を含めた通年闘争として闘うというような運動方針のもとに、各学校現場や教育委員会等に対して組織的に極めて強い反対運動を繰り広げているとい

う状況がございまして、各学校現場の責任者であります校長におきましては、日常の学校運営を円滑に行うという一つの配慮から、このような職員団体の強い抵抗を排除して卒業式、入学式におきます学習指導要領に定められた形で国旗掲揚あるいは国歌斉唱というものに踏み切れない、そういう極めて残念な状況があるところでございまして。

北海道におきましては、昨年の状況を踏まえまして、今年の年度当初から各校長会等の諸会議等におきまして指導の徹底を図るとともに、個別の学校訪問を行いまして、個々の学校の実態に即した指導も行っているところでございますけれども、委員御指摘ございましたように、札幌市の教育委員会におかれましては、去る九月十八日に市立の全中学校長に対して、来年行われます卒業式と入学式におきます国旗掲揚、国歌斉唱の指導については学習指導要領のつとめて適切に行うようにという文書で職務命令をし、その実施の徹底を期しているところでございます。

○亀井郁夫君 ぜひともしつかり指導していただきたいと思ひます。

次に、学校運営の問題についてお尋ねしたいと思ひますけれども、学校運営について最も大事なことは、何と申しましても学校の組織風土を活力のあるものに維持しなければならぬということに言うまでもないことでございまして、この北海道では解放同盟が教育現場に介入するということ事態が長く続きました。そういうことから、糾弾闘争におびえた先生方が全精力を持たなくなつてしまつたということで非常に厳しい状況が続いてきたわけでございますけれども、一昨年の参議院の予算委員会でのことがはつきりわかりまして、そして調査に来ていただいて、そして十数項目にわたる指摘をしていただき、それから流れも変わつてまいりました。

そういうことでございまして、特に広島県の場合に問題だったのは、昭和六十年に知事と議長と教育長と、それから教職員組合と解放同盟と

同和教育研究協議会、これが一緒になつてつくつた確認書に解放同盟が教育の現場に入つていける条項をつくつちやつたということが大きな問題であり、それ以降ずっと変わつてきたわけであります。これもようやくこの九月に知事が破棄をするということを決めましたので、ようやくいい方向に、二年かかりましたけれども、なつたわけでございます。

最近私が驚いたことは、実は北海道でございまして。縁がございまして北海道の方からいろいろ話がありまして、広島はどうなっているんだ、どうしたんだというお話でございまして、いろいろお話ししている中で、北海道は広島以上に私は大変だというふうな感じがしたわけでもございまして。

昭和四十六年に北海道の教育委員会、道の教育委員会の教育長と組合がいろんなことについて結んでいる。それが北海道では四六協定と呼ばれているようでございますが、この協定書にいろんなことが細かく決められているために何もできなくなつてしまつているというのが実態だそうでございます。

そういうことから、特に私先ほど申し上げましたように、広島県の教育が変わつていったのは、この参議院でいろいろと御審議願ひ、質問をさせてもらひ、そして当時の有馬文部大臣や中曽根文部大臣が具体的に、それはいけないことですよという格好で不当性についてもちゃんと答えてもらつたということから、広島県の教育委員会もそれを背景に指導していったということから、二年かかりましたけれどもようやくこういうことになりました。

そういう意味では、せっかくでございますので時間をいただきます、この問題について、細かいことではございますけれども、いろいろとお尋ねして、北海道を初めとするそういった地域の教育の改革に役立てばと思つて質問させていただきまので、よろしくお願ひしたいと思ひわけでございます。

最初に、学校管理の問題でございましてけれども、今言いました四六協定、昭和四十六年に結ばれた協定ですが、四六協定の第一条では、勤務条件にかかわるものはすべて交渉事項と定めて、そして学校管理規則などの改正については全部組合と交渉するんだ、しなければならぬということが定められております。そして同時に、覚書でわざわざ校長と教組の分会とがやるんだということまで書いてあるわけでありまして、こういうことでは完全に校長権限が奪われてしまつておるわけであります。すべて組合の方に伺いを立てなければできないというふうな実態になつておるようでございます。

そういう意味では、まさに組合による学校管理と、言い過ぎかもしれませんが、そういうふうなことさえる状況だということで、非常に情けながつておられる方が大勢見えたものですからお話ししたいと思ひますが、文部省としてはこういう実態を御存じなのかどうなのか、またこういうことを知つた上で、まさか認めてはおられないんだらうと思ひますけれども、これについてお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(大島理森君) 基本論だけ、私の方針だけ申し上げて、今の具体的なことは参考人である局長からお話しします。

北海道での四六協定という問題は、学校の管理運営がそれによつて適切に行われていないという実態と、このように私は把握しております。したがつて、そういうふうな違法な内容を含む協定が教育委員会と教職員団体で結ばれていることは極めて遺憾である、このように思つております。したがつて、教育委員会等を指導しながら、できるだけその四六協定を破棄して正常になるようにしてもらひたい、こういう思いで教育委員会に対して指導してまいりたいと、このように思つております。

今の具体的な御質問は参考人からお答えさせていただきます。

○政府参考人(矢野重典君) 学校管理の問題につ

いて御説明申し上げます。

校長は校務をつかさどり、所属職員を監督するというふうになされているところでございまして、これによりまして、学校運営上必要な一切の事柄は学校段階におきましては校長の権限と責任に基づいて処理されるべきものでございます。

先生御指摘の四六協定では、勤務条件にかかわるものはすべて交渉事項としておりまして、またその上で、学校管理規則等の改正については組合との交渉で行うこととされているわけでございまして、教職員組合はこの協定に基づきまして、管理運営事項も含め、学校管理上の問題はすべて交渉事項であるというふうな主張をいたしているというふうな聞いているところでございます。

しかしながら、地方公務員法第五十五条第三項では「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。」と規定されておりまして、教育課程の編成など、校長がその権限として責任を持って決定しなければならぬ事項は教職員組合との交渉によりその判断がゆがめられることがあつてはならないものでございまして、こうした管理運営事項を交渉の対象としております四六協定は明らかに法令に違反するものと考えられるところでございます。

文部省といたしましては、このような違法な協定によつて校長の権限が制約されているといたしますれば極めて問題であると認識しておりまして、校長の権限が法令に従つて適正に行使されすように、北海道教育委員会に対する指導の徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○亀井郁夫君 違法である四六協定が生きていること自体が問題でございまして、ぜひとも力強い御指導のほどをお願いしたいと思います。

次に、職員会議の問題でございまして、学校で職員会議の果たす役割は非常に大きいわけでございまして、私の広島県でも長く校長先生の上に職員会議があるというところでございまして、校長先生は朝早く行つて門をあけて掃除する自由と権利

があるというふうな言われておたつたわけでございます。しかし昨年、広島県も学校の管理規則を変えまして、高等学校については校長先生の上に置くんだというふうにいたしましたけれども、形はそういうのも、実際はまだうまく中身がいつていないというのも実態でございまして、そういう意味では、こういう点についてもこれから十分見ていかなきゃいかぬと思つております。

そういう中で、文部省はことしの一月二十一日に、校長の職務の円滑な執行に資するために職員会議を設けることができ、同時に校長がこれを主宰するという通達を出されたわけでございまして、これを受けまして札幌市の教育委員会は九月十八日に、また道の教育委員会は十月十八日に管理規則の改正を通知したということでございます。

しかし問題は、北海道の教育委員会は文部省の通達、改正通知を出しながら、しかし同時に、職員が積極的、主体的に参画できるような留意し、職員間の共通理解が深められるよう努めることという、一見読めば何でもよいことではございますけれども、こうした通達を文部省には内密で出しているということが昨日の産経新聞にも出ておたつたわけでありまして、私も原本を手に持つておるわけでありまして、こういう文言があるために、一見読めば何でもよいんですけれども、これをもとにして実際の職員会議が校長先生のためではなしに組合のための職員会議になつてしまつたと。それを直したいということを出した通達を、表は出しなから裏ではこっそり二つ通達を出しているんですね。手元にありますけれどもね。二つ通達を出しておるようなことがありましたけれども、こういうことが許されるのかどうなのか、文部省は御存じなのかどうなのか、もし御存じであれば、これに對してはどうのようにお考えか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) これまで北海道におきましては職員会議について校長の権限や責任を制約するような位置づけがなされておりましたた

めに、文部省では北海道教育委員会に對しましてその位置づけの適正化について指導を行つてきたところでございます。これを受けて、先ほど御紹介がございましたように、北海道教育委員会は、本年の十月でございまして、学校管理規則の改正を行つたところでございます。しかしながら、今、委員御指摘のとおり、今回の学校管理規則の改正にもかかわらず、従来の取り扱いを維持するものとされかねないという通知が発出されておりました。このような北海道教育委員会の対応は私ども問題であると言わざるを得ないと考えているところでございます。

このため、文部省では北海道教育委員会に對しまして今回の改正の趣旨をより明確にするよう指導を行つたところでございまして、今後とも、規程の改正のみならず、学校現場において実際に学校の管理運営が校長の権限と責任に基づき適切に行われますように北海道教育委員会に対する指導の徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○亀井郁夫君 わかりました。よろしく願ひいたします。

校長先生の学校管理の中における大きな権限は人事異動でございまして、この人事異動につきましても北海道の場合は本人の同意が前提であるということ、人事異動につきまして毎年要求書が校長と教育委員会に個別に出されていくというふうなことでございまして、そういう意味では組合の介入のもとに人事が実際行われている、こういう実情が長年続いているということでもございまして。もちろん、本人の希望を聞くのは私は悪いことではないと思ひますけれども、それが権利のような形で実行されているということは私は問題だと思ひます。文部省はこういう事実について御承知かどうか、事実とすればこれについてどうお考えか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) 北海道教育委員会からの報告によりますと、教職員の人事異動につきましては、それぞれの地域における教育の機会均

等を図り、全道的な教育水準の向上を図ることを目的として教職員構成の適正化を図るよう取り進めているが、その際、教職員個々の生活状況などを把握し、教職員の理解と協力を求めながら行つていくこととでございます。

私ども、委員御指摘のような事実につきまして報告を受けておりませんけれども、北海道教育委員会の言うところの教職員の理解と協力を求めながら行うということが適材適所の人事や公平公正の人事を損なうものであるといたしますならば、これは問題でございまして、任命権者である北海道教育委員会がその権限と責任に基づき適切な対応をすべきものと考えられるものでございます。

○亀井郁夫君 教育委員会の報告は形のいい報告が多いですから、ひとつまたよろしく、だまされないようお願いいたします。

次に、これも驚いたんですが、鉛筆年休という年休があるんです。広島では破り年休ということと問題になりました。これはどういうことかという、組合の活動で出かれますね、そのときに年休届を広島の場合は一応書いて出すんです、年休使つた。ところが、事故もなく戻つてきますとそれは破いて捨てるんです。ということは、年休を使わずに給料をもらいながら組合活動が続けられるということなんです。

これが去年、広島では破り年休が大きな問題になりました。そして、県の教育長は減給一〇%一カ月、そして文書訓告を教育次長以下七名が受けました。そして、嚴重注意を口頭で受けたのは千三百七十名。それから、給与返還請求を受けたのは二百五十四名で約二千万円。約六千六百時間それが使われたということですが、これは長くずっと昔までやりますともう期限がないから一年に限つてわかつたやつだけこうやつたわけでございます、限定的に。それで、返さない人が二百五十四名のうち百七名おりますので、百七名については今訴訟を起こしておるわけでございまして、金額が約九百万というところでございまして、広島だけかと思つておりましたら、同じようなことが

北海道でやられているんです。

北海道におきましては、これは破り年休じゃないに、出かけるときに年休簿に鉛筆で書くんだそうです。鉛筆で書いて教頭に出す。事故がなければ戻ってきてそれを消しゴムで消すということですね。それできれいにまた戻りますね。だから鉛筆年休というんだそうですが、これが公然と行われているんです。

これがうそじゃない証拠に、配っていませんけれども、札幌市のある中学校の校長先生何のたれがしと分会長の何のたれがしのこれが協約です。この一番最初に、確認事項一、「外での組合会議、動員、各自、年休簿に鉛筆書きし、教頭に提出」、言ったとおりですね。「各自、職員室黒板外出欄に黄書」する。それからその次が「事故等なければ、上記年休抹消」。ちゃんとこれに書いてあるんです、こうしなさいと。

こういうことが大っぴらに行われているんですよ。私は広島だから余り大きなことは言えないんですが、同じようなところが北海道にある。北海道以外にもあるかもしれませんよ。だから、そういう問題についてぜひとも真剣に考えていただかなきゃいけないし、この場合には組合運動に大事な税金を使ったことになるんですから、当然返還請求を広島と同じように行っていたかなきゃならないと私は思いますけれども、これについては文部省御存じだったのかどうか、後始末をどうされるか、これについてお尋ねしたいと思っています。

○政府参考人(矢野重典君) 公立学校職員が給与を受けながら職員団体のための活動を行うことは地方公務員法により厳に禁止されているところでございます。

そこで、御指摘のようないわゆる鉛筆年休があるという点につきましては、それは地方公務員法の規定に違反するものでございまして、また給与は勤務に対する報酬であって勤務の裏づけのない給与は原則として認められないというノーワーク・ノーペイの原則に従いますれば、職務に従事していな

い時間について給与を支払うべきものではございません。一般的に申しますれば、御指摘のような場合につきましては給与は返還されるべきものでございまして、現在、北海道教育委員会に對しまして勤務時間中の組合活動の実態について調査をするよう求めているところでございます。不適切な事例があれば厳正に対処するよう指導してまいりたいと考えているところでございます。

○亀井郁夫君 ぜひ広島県の場合と同じように厳しい姿勢で指導していただきたいと思うわけであります。

次から次と驚くようなことを申し上げて申しわけないんですが、大臣。次は、夏休み、冬休みのときの勤務のとり方について、これも私はいかがかと思えますのでお尋ねしたいと思えます。

夏休み、冬休みの長期休業日はすべて校外研修日とするというふうに決めているわけでありまして、一回も学校に出る必要がないということが四六協定で決められております。そういうことから、夏休みの間には学校で研修会をやったりあるいは教育委員会と研修会をやるということではできないわけでございます。と同時にまた、夏休みというのが三日あるんだそうですが、これは普通だったから夏休みの中だとするだろうと思うんですが、そうじゃないんですね。七月から九月の間に学校がやっていると三日間必ず休みなさいということなんです。そういうことが決められておられるわけでもございます。

そしてまた、先生が帰省する、郷里に帰るという場合は、これは自宅研修扱いになって年休届は要らないというふうな形になっているんだそうでございます。校外研修も結構でございますけれども、しかし研修という以上は研修レポートぐらいはもらった方がいいんじゃないかと思うんですが、聞きますと、研修項目という場所だけ届けておけばいいんだということでございますから楽な研修ですね。そういう意味では、こういうふうなもの私は研修とは言えないと思うんですけれども、こういう事実を文部省は御存じだったのかどうかの

か、もしこういうことがあるとすれば、これに對してはどう考えたいのか、ちよつと理解に苦しむものですからお尋ねしたいと思えます。

○政府参考人(矢野重典君) 教員はその職務遂行上研修が不断に行われる必要がありますことから、教員には授業に支障のない限り校長の承認を受けて勤務場所を離れて研修を行うことが法律によつて認められているところでございます。この研修は職務専念義務が免除されるのみならず給与条例上有給の取り扱いとされておりまして、このため、職務研修に準ずる内容、意義を有するものであることが求められるものでございまして、その内容や実施態様等に照らし不相当と考えられるものにまで校長が安易に承認をすることは適当ではないものでございます。

そこで、御指摘の四六協定やそれに基づく通達におきましては、夏季・冬季休業日等を原則として職務専念研修扱いとしており、校長の承認の権限が大幅に制約され、研修が法令どおりに運用されないこととなること、また研修に当たっては単に研修項目と居場所を届けるのみで足りるにとどまり、研修の内容や計画を確かめた上での承認となつていないこと、また届け出だけで職務専念が認められることとなつていくことなどの問題があるというふうな私どもは考えているところでございます。

こうしたことから、文部省といたしましては、北海道教育委員会に對しまして、学校現場において職務専念研修が不適切に取り扱われているかどうかを調査するよう求めたいと考えているところでございます。あわせて、北海道教育委員会に對しまして、夏季・冬季休業日等を含め、職務専念研修の趣旨を踏まえた適切な取り扱いをするよう指導してまいりたいと考えているところでございます。

○亀井郁夫君 ひとつよろしくお願いいたします。次に、また驚くことは、休憩時間、休憩時間をうまく使つて、遅く行つて早く帰ってくるという

ことをやっているんですね。

休憩時間は本来正規の時間にとらななきゃいけないし、また休憩時間ももちろんそうでございますし、これは給与が払われているわけでありまして、けれども、朝休憩時間を十五分とりまして、そうすると十五分おくれで行つていいわけですね。ここにも書いてあるんです、さっきのです。「四、出勤時間は八時三十分までとする」と。学校は八時十五分から始まっているんですね。「八時十五分から八時三十分の間は休憩時間とする」と、こう書いてある。それから帰りは、退勤時間は十六時から十六時十五分まで、これは教頭に連絡して帰っていいですよ、これが休憩時間なんですね。それから、十六時十五分以降は連絡は要りません、帰っていいですよ。学校は十七時ぐらいまでやっているんだと私は思うんです。

そういうことで、四六協定でこういうことが認められておられるわけございまして、広島の場合もこういうことがあつたわけでございますけれども、これについても是正勧告を受けて今直してありますけれども、これも私は間違えているんだろうと思うんです。こういうことで、これについても文部省としては御存じだったのかどうか、そしてこれについての指導はどうされるか、お尋ねしたいと思えます。

○政府参考人(矢野重典君) 休憩時間は、これは労働基準法によりまして労働時間の途中に与えられなければならないことと定められておりまして、これを勤務時間の最初あるいは最後に置くことはできないものでございまして。また一方、休憩時間でございますが、これは条例や規則によりまして勤務時間中に認められる休息のための時間でございますけれども、あくまでもこれは勤務時間に含まれるものでございまして、給料の支給の対象となるものでございまして、そういう意味で、このような休憩時間を勤務時間の最初に置いて出勤時間をおくらせたり、あるいは逆にこれを最後に置いて退勤時間を早めるような運用はこの制度の趣旨に反するものと考えられるものでござい

ます。

北海道教育委員会の報告によりますれば、そのような取り扱いについては調査を行ったことがないため不明であるけれども、相当数の小中学校においてそのような措置を行っているのではないかと考えているとの報告を受けているところではないかと考えます。もしこうした措置がなされているのであれば、先ほど申し上げましたように、それは法令の趣旨に反するものでございますから、文部省といたしましては、北海道教育委員会に對しまして、今後実態を把握した上で法令の趣旨を踏まえた適正な勤務時間の取り扱いがなされるように指導をしてまいりたいと考えるものでございます。

○亀井郁夫君 今の局長のお話ですと、最後に休憩時間を持ってきたらいけないということですから、これは最後に休憩時間の十五分と休憩時間の四十五分を持ってきて、五時までのところを四時から帰っているわけですね。そういうことですから全く違反だと思えますし、朝も十五分の休憩時間を前に持ってきているということですから、非常に悪質だと私は思っています。そういう意味では、道の教育委員会も隠し切れなくてそういうことがあるらしいと言っておりますけれども、あるらしいじゃ済まぬのであって、これは本当に給料泥棒ですよ。給料を払っちゃいけない、払う必要のないところに払っているんですから。ですから、そういう意味では、この問題については厳正に対応するように、処置するように文部省としては指導していただきたいと思うわけでありませう。

同じようなことでちよつと気が重くなるんですけれども、次々こういうことで、次は、やはり同じようなことで勤務時間内の校外研修であります。

そういう意味では、勤務時間内でも校外研修と称して自宅勤務ができる仕組みになっているというところでございまして、これも協定書の中に、「校長の恣意にわたらぬよう十分指導し、その徹底をはかる。」という項目がありますので、校長

先生はいい悪いを言えないということなんです。ですから、先生がちよつと校外研修で家へ帰ってきますという、これは家で仕事ができる仕組みになっておるんだそうですが、想像もつかないことで、私、正直言いまして想像がつかないこととございまして、こんなことが現実に行われていると、こう言われるわけでありませうけれども、ぜひ調べていただきたいし、こんな勤務形態が許されるんでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) 四六協定によりますれば、勤務時間内であっても校長の承認を得て授業の準備、整理、研修及び生活指導に関する業務を学校外において行うことができる旨の定めがございます。

このうち研修につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、教育公務員特例法によりまして、授業に支障のない限り校長の承認を受けて勤務場所を離れて研修を受けることができることとされておるところでございます。また、授業の準備や生活指導につきましては個別具体のケースに応じて校長が校外勤務を認めることもあり得るものと思ひます。

しかしながら、四六協定におきましては、先ほど御指摘がございましたように、校長の「承認にあつては、校長の恣意にわたらぬよう十分指導し、その徹底をはかる。」旨の定めがあるわけとございまして、私もその利用実態につきましては把握しておりませうけれども、このような協定により、事実上校長は申請があればこれらの勤務時間中の学校外における研修等を必ず承認することとするような、そういう取り扱いがなされているといたしますれば、これは校長の服務監督権を制約するものでございまして、教職員の服務監督上問題があるというふうに考えるものでございませう。

○亀井郁夫君 次に研修会の参加ですけれども、教育委員会等の研修会への参加はいいんですけれども、組合の研修会に参加する場合の取り扱い

が私は問題だと思ひます。

協定書によりますと、二の(五)でございしますが、「各種研修会、研究会の参加にあつては、主催団体による差別扱いはしない。」ということになっておりますので、主催団体が教育委員会であろうが、あるいは教職員組合であろうが、差をつけてはならないということになっておるわけでありませう。そういうことから、堂々と組合員が、職員の方々が職員組合の研修会に勤務時間内でも参加しているということとございませうけれども、これでは組合に対する不当な利益供与というふうに言えるわけでありまして、労働組合法上も問題があるんじゃないかと私は思ひますが、こういうことが本当に許されているのかと思ひますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 御指摘のように、四六協定におきましては、「各種研修会、研究会の参加にあつては、主催団体による差別扱いはしない。」とされておりました。これに基づき、教職員組合側は、組合主催の研修についても職務研修と同様に旅費の支給や職専免研修の取り扱いを求めているというふうに聞いているところとございませう。

しかしながら、一般論として申し上げますれば、教職員団体の主催する研修は教職員団体の運動方針に基づき教職員団体の活動の一環として行われており、これに参加することは教職員団体の活動としての研修の成立及び運営に関与することとなる、そういうふうな解されるところとございまして、したがって当該研修への参加を出張扱いとし旅費を支給すること、あるいは給与条項上有給の扱いとされております職専免研修として承認をしますことは、これは給与を受けながら職員団体の業務または活動を行うことを禁じた地方公務員法第五十五条第六項に違反するものでございませう。

文部省といたしましては、このような法令に違反する行為を許容する可能性のあるそうした規定は問題のあるものというふうに考えているところ

でございます。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。今、局長が言われたように、組合のそうした研修会と称する会合に出席して出張扱いを求めているということ、そして実際そういうことが行われているということが事実だとすれば、私はこれまた大きな問題だと思ひますし、これについては返還請求をする権利も私はあるんだと思ひますけれども、それについてもぜひ文部省としては手を緩めないで道の教育委員会に對して強い指導をしていただきたいと思ひます。

同じように組合の關係でございませうけれども、もう一つお話ししたいのは、組合の幹部が会合に出ます、そのためにはやはり授業をたくさん持たせません。そういうことで、一週間のうちにわずか四時間しか持たないとか五時間しか持たないという格好で、特別な配慮を組合の幹部にしておると。このことは、北海道ではなしに広島の場合も現にやられているケースがあるわけでありませうから問題にしておりますけれども、北海道の場合にはこういうことが多い、北海道においてもたくさんやられているということとございませう。私は、そういう意味では、一般論になりますけれども、そうしたことをやるのであれば一人だけ何だか組合のために加配しているようなことになるかと思ひますので、そういう意味では人員の配置についても十分考えて文部省としてもやっていただかなかないけないんじゃないかと私は思ひます。

そういうことで、これについてどのように文部省としては考えておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) 教職員組合の役員を持ち授業時間数が他の教員と比較して極端に軽減され、当該役員が年次有給休暇等の手続をとらずに組合活動を行っていた事例につきましましては、そういう事例があったとの報告を私も受けています。

公立学校教職員が給与を受けながら職員団体のための活動を行いますことは、これも先ほど御説

明申し上げなければ、地方公務員法によりまして厳に禁止されているところであり、年次有給休暇の手続をとらずに勤務時間中に組合活動を行うことは地方公務員法に違反するものでございます。したがって、このような組合活動に便宜を与えるような持ち授業時数の調整があるとしたら極めて問題であるというふうに考えておりまして、文部省といたしましては、今後とも授業時数等職務分担の均衡を図り、教職員が公務を適正に執行するよう指導するなど、法令のつとめた適正な管理運営が行われるように、人事管理が行われますように北海道教育委員会に対する指導に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○亀井郁夫君 今の問題についてひとつよろしくお願いしたいと思います。

次は、これも四十五分授業ということで授業時間の問題なんですけれども、これも広島でも指摘された項目なんです。組合が学校の教育課程編成権は先生方にあるんだという考えから、具体的には職員会議で決めるんですけれども、大体一時間五十分なんですけれども、これを四十五分までやめちゃうということですから、一時限五分ずつ子供たちは教育を受ける権利を阻害されていると言ってもいいんじゃないかと思うんですけれども、そういうことでございます。一年たちますとばかにならぬ時間になるわけでありまして、よくございまして。これについて、一つは教育課程編成権が先生方にあるなんてんでもない話だと私は思いますけれども、これについて違ふのだというところをはっきり文部省としては言っていたのだと思いますし、こういうケースについてはどのように指導されるのか、この考え方をお尋ねしたいと思っております。

【委員長退席、理事岩瀬良三君着席】

○政府参考人(矢野重典君) 小学校また中学校の各学年における教科等のそれぞれの授業時数及び総授業時数につきましては、学校教育法施行規則

によりまして、一単位時間、小学校の場合は四十五分、中学校の場合は五十分として標準時数が定められているところでございます。

具体的各学校における授業の一単位時間につきましては、学習指導要領によりまして、例えば中学校につきましては五十分を常例として、各学校において各教科等の年間授業時数を確保しつつ学校や生徒の実態に即して適切に定めるものというふうなことでございます。

御指摘の一単位時間を小学校四十分また中学校四十五分とする組合の主張が一単位時間の削減によりまして年間総授業時数を削減することを目的としているものでございますれば、それは学習指導要領の趣旨に反するものでございまして、まことに遺憾でございます。文部省といたしましては、事実関係や実態を北海道教育委員会において調査し、学習指導要領に反する事実があれば適正な取り扱いがなされるように指導したいと考えているところでございます。

○亀井郁夫君 この問題については、単に北海道だけではなく、ほかのところでもやっているケースが多いと思いますので、ひとつ目を光らせてちゃんと御指導のほどお願い申し上げたいと思うわけであります。

次に、時間外勤務の問題なんですけれども、これも四六協定で時間外勤務はしないということが確認されております。そういうことで、どうしても時間外をしなきゃいけないということが限定的に決められておるわけでありまして、一つは修学旅行だとか、これはもう時間外勤務しなきゃいけませんから、修学旅行に行くときとかあるいはまた緊急避難的な場合だけということで、非常に限定的に決められておるわけでありまして、これも、このために時間外にわたる職員会議を開催することができない。笑ひ話みたいな話ですが、四時から始めて一時間で済まない、そうしたときに、五時になったらそこで一回打ち切るとか帰る人は帰ってくださいという形で、再度そこで確認し合って続けなければならないというふうなことが

行われておるようでありまして、このような協定を結ぶことが許されるのかどうなのか、文部省の見解を聞きたいと思っております。

【理事岩瀬良三君退席、委員長着席】

特に、校長先生のそういった管理権というのが、すべてじゃありませんけれども、管理権を相当阻害することになってしまおうと思っておりますので、これについての見解をお尋ねしたいと思っております。

○政府参考人(矢野重典君) 教員の時間外勤務につきましては、国立学校の教員について定められました例を基準として各都道府県の条例において時間外勤務を命ずることができるといってしまして、一つには生徒の実習に関する業務、また学校行事に関する業務、さらには教職員会議に関する業務、さらに非常災害に関する業務の四項目が定められているところでございます。

このうち、学校行事に関する業務といたしましては、国立学校の教員の場合でございますと、学芸的行事、体育的行事及び修学旅行的行事とされておりまして、各県におきましても同様の取り扱いがなされているところでございます。

文部省といたしましては、このような四六協定で定められたようなそういう取り扱いで果たして実際の教育指導上あるいは学校運営に支障がないかどうかについて北海道教育委員会としてその実態をよく調査し、その上でこうした取り扱いを改めておきまして、こうした観点に立ちまして、この問題につきましては北海道教育委員会を指導してまいりたいと考えているところでございます。

○亀井郁夫君 次に、時間外勤務に絡みますけれども、先生方が学校で生徒たちのクラブ活動サークル活動をいろいろと指導されるということでは時間外になることが多いわけでありまして、そうした課外クラブ活動についての北海道の教職員組合の見解は、課外クラブ活動は社会教育法第二条に定める教育課程として行われる教育活動を除く組織的教育活動だということで、これは教育活動じゃなくて社会教育活動だというふうなとらえ方

をして、これは社会教育の範囲でやるんだから学校でやることじゃないんだ、やる必要ないんだというふうな見解をとっておりまして、非常に消極的な姿勢でおるようでございます。指導していく必要はないんだと言っておりますけれども、こうした見解というのは法的に認められるのかどうなのか、これについてお尋ねしたいと思っております。

○政府参考人(矢野重典君) 四六協定では、「課外クラブ活動の位置づけについては、社会教育法第二条との関連において今後なお検討する。」というふうな規定されているわけでございまして、これにつきましては、御指摘のとおり、教職員団体は課外のクラブ活動は学校において指導する必要がない、そういうふうな主張しているというふうな聞いているところでございます。

しかしながら、課外クラブ活動は教育課程の基準としての学習指導要領には示されておらず、教育課程外の活動として位置づけられておるものでございまして、学校が計画し、その責任のもとに行われるものでございまして、学校の教育活動の一環として行われる活動でございます。したがって、勤務時間内において校長の職務命令等によりまして課外クラブ活動の指導に教職員に従事させることは、これは可能であるというふうな考えるものでございます。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

いろいろと北海道の教育の現場の問題を指摘させていただきまして。これにつきまして文部省の方から明快なお答えをちょうだいしたわけでございますが、皆さん方も驚かれたのではないかと思います。

ここでぜひお願いしたいことは、第一はこの四六協定の破棄について、四十六年ですからもう三十年ぐらいたつておるわけでありまして、これを大臣在任中にぜひとも力強い御指導をちょうだいして破棄するように指導していただきたい。

広島の場合も、先ほど申し上げましたように、県知事が六十一年の八者懇の確認書を破棄すること

によつて大きく勢いづいてきておるわけでござい
ますけれども、これがなくなれば教育委員会もま
た先生方も頑張ると思ひます。

現在の北海道の教育長も気の毒だと思つて
す。三十年近く前の教育長が、大先輩が結んだ協
定書に縛られて思ひ切つた教育行政もできないと
いうことで、一番悩み悲しんでおられるのは教育
長だつたらと思ひますし、教育関係者だつたらと思
ひます。それにつきましては、やはり政治的な動
きをしなければこの問題は解決しないと思ひます
ので、ひとつ第一点、よろしく願ひしたいと思
ひます。

それから二つ目は、先ほども申し上げましたよ
うに、広島県の場合も、文部省から一昨年の四月
二十五日ごろだと思ひますけれどもお見えただ
きまして、つぶさに調査していただいた十数
項目にわたつて是正勧告をしていただいたのが
きつかけでございます。そういうことから、私が
こちらへ参りましたも、文部省は広島のは正勧告
は年々どうなつてゐるということで、三年計画で
やつておりますのであと一年でございしますが、ど
うなつてゐるということの報告も我々は受けるこ
とができるわけでございます。

そういう形で、ぜひともこの際、文部省から、
大臣じきじきとは申しませんが、北海道に
調査団を出してもらつて教育の実態をつぶさに調
べていただいて、私が今申し上げたことは間違い
の点があるかもしれないけれども、もし事実だ
とすればそれに対する対応を北海道の、道の教育
委員会と一緒に考へてあげていただきたい
と思ひます。

北海道の教育委員会もなかなか自分では言えな
い。広島の場合もそうでした。自分からはなかな
か言えない。だけれども、文部省が言つてゐるか
ら、文部省がこう言つて指示が来たんだからやる
んですつと云つて、文部省の指示通達を、逃げ口
上と言つてはおかしいんですが、それを理由にし
て厳しいこともいろいろやつてきたのが事実でこ
ざいますから、北海道の教育委員会がいろいろと

できるようにぜひとも願ひしたいと思ひます
が、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(大島理森君) 今、亀井先生から逐次
具体的に北海道の四六協定にかかわるさまざまな
問題を調査し、そのことについての御質問を具体
的にちよだいし、お答えをさせていただきまし
た。そして、そのやりとりを、私自身も勉強して
まいりましたが、改めて伺いますと、やはりこれ
は相当な決意を持つて対処しなければならぬとい
うことをまず冒頭に申し上げたいと思ひます。
そして、四六協定そのものについて、冒頭にも申
し上げましたように、早急に破棄するようにまず
道の教育委員会に対して指導を強くしてまいらな
ければならぬ、このように思つております。

しかし、指導だけでは、先ほど先生がお話しさ
れたようなことも、環境という問題もあるでござ
いまして。私どもとしてどのような方向で実態
をさらに把握するか、これはやり方がいろいろあ
ると思ひます。先生がお話しされたように広島県
の皆さんも大変な御努力をされて今日まで参りま
したし、広島県と文部省との関係についてもよく
承知しております。進め方について。したがいま
して、まず北海道の教育委員会の皆さんを改めて
お呼びして、参議院の先生方のこの委員会の場
でさまざまな御議論をいただいたと、一体どのよ
うなつてゐるかと、まず教育委員会の皆さんに
来てもらつて事情聴取をさせていただく、そこ
から始めたい、こう思つております。

そして、そういう中で本音で率直に議論をして
いただく、この管理運営の適正化がどうあるか、
委員会の決意はどうあるか、私どもはこう考へて
おるよと。そして、さらに私どもが実態につい
て調査をする必要があるということと判断したな
らば、我々がやつて調査する必要性もしつかり視
野に入れて検討してまいりたい、こう思つておる
ところでございます。

いすれにしても、適正な学校の管理運営を行う、
これは子供たちのためです。そういう意味で我々

は相当な決意をしてこの問題に対処していかなけ
ればならないな、先生の御努力された調査内容と
我々との今議論を聞きながら大臣としてそのよう
に思ひましたし、そのような方向で全力を尽くし
てまいりたい、このように思つております。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。
本当に大きな問題でございまして、やはり不
退転の決意で取り組んでいかないとなかなか難し
いだろうと思ひます。同時にまた、北海道だけ
はなしに、私のところには近隣の香川県のある市
からもお見えになりまして、いろいろと話も聞き
ました。そういう意味ではいろいろな情報が入つて
まいりますので、広島だけじゃないんだな、やは
りこれは大きな問題なんだなという思いを非常に
強くしてゐるわけでもございまして、よろしく
願ひ申し上げたいと思ひます。

あと持ち時間三分だけあるので、最後に一つだ
けのことと違うこととございましてけれども願
ひしたいのは、幼児教育の問題について最後に一
つ大臣に願ひしておきたいんですが、小学校の
低学年の学級崩壊、一年生、二年生の学級崩壊な
んて考えられないことだったんですが、現実
に起こつておるわけとございまして。それは、私は
やはり幼児の教育の問題があると思ひますね。
三つ子の魂百までと言ひますけれども、これを
やつていかなきゃいけない。

ところが、よくよく見てみますと、文部省では
小学校以上が主として対象になつておりますし、
幼稚園は私学が多いですから少ない。同時にまた、
子供たちが預けられてゐるのは保育所が多いん
ですけれども、これは厚生省の管轄で、それで保
育教育の中でどの程度のことをやつてゐるかに
ついては、やつてゐると言われまふけれども、私
たちは現実に行つてみますと十分じゃないと私は率直に
思ひます。元気に帰すということが一番大きな
テーマになつておりますから。

そういう意味では文部省と厚生省の縦割りの中
での問題でありますけれども、私は、この幼児教
育という大きな問題を文部省がリーダーシップを

とつて、厚生省との枠もありましようけれども、
乗り越えてぜひともしつかりやつていただきた
いと思ひますけれども、大臣のお考えな
どを願ひしたいと思ひます。

○国務大臣(大島理森君) 先般、フランスのラン
グという教育大臣とお話をしましたときに、やは
り幼児教育の重要性というもので非常に話題が共
通しまして議論をさせていただきました。

先生の御指摘のように、幼児教育の重要性は本
当に私は大変なものがあると思つております。そ
ういう意味で、もう時間がありませんので結論か
ら申し上げますが、その重要性というものをしつ
かり認識して、やはり一層の整合性を図る、一層
の整合性の確保を図つていく、このことにまず
我々は全力を尽くすということが大事だと思つて
全力を尽くしてまいりたい、このように思つてお
ります。

○亀井郁夫君 どうもありがとうございます。
どうぞひとつよろしく願ひいたします。

これをもつて終わります。
○岡田昭次君 私は、質問項目をあらかじめ通告
してあります。しかし、今の亀井委員の質問を聞
いておまして、質問を変更いたしまして、若干
意見を述べさせていただきますと思ひます。大変
な私は議論が行われたと思つております。

そこで、文部大臣にお伺ひしますが、文部省と
都道府県教育委員会の関係、あるいは文部省ある
いは都道府県との公立学校の教育のあり方の関係
はどのような関係にあるんですか。

○国務大臣(大島理森君) 先生はすべて御承知の
ことであらうかと思つておりますが、私どもは学
校教育法、そういうことに基いて文部省として
の基本方針をつくりながら教育行政を担ひ、いわ
ばそれぞれの県、市町村の教育委員会においては
実施の責任者としての運営の責任を持つていく
と。そういう中で、大きな国の方針、そしてその
運営、自治体としての、地方自治体の教育委員会
のそういう実施責任、そういう関係にあるものと
思つております。

また、勤務時間外勤務の問題でございますが、これは御案内のように、教員の職務と勤務の対応の特殊性にかんがみまして、教員の時間外勤務につきましては勤務時間中の勤務とあわせ評価して御案内の教職調整額を支給することとされているわけでございまして、またそういう意味で時間外勤務を命ずることができる場合を限定しているというのがこの給特法の趣旨であらうかと思うわけでございますので、そういう点を踏まえた、そういう法令の趣旨を踏まえた対応が教育委員会あるいは教職員には求められるはずでございします。

○本岡昭次君 もう一問だけでこれは終わります。

今、工夫という言葉が出ました。学校という現に子供がそこで学んでいるという状態の中で、労基法とかあるいは地公法、公務員法のそうした勤務そのものを当てはめるわけにいかないからさまざまな形で工夫しているという、そのところを抜いてしまつて話をするとても議論にならないということを私は申し上げたわけでありまして、そういう意味を含めて、文部省が全国一律ごまんとある小中高等学校に対して休憩、休息はいかにあるべきかと、超過勤務の回復措置はどうであるべきかというようなものが、それぞれの学校の権限によつて、いろいろな知恵を出して教職員が一生懸命子供の教育のために専念できるようにやっている事柄について、一々やるわけがないわけでありまして。だから、そういうところは、先ほど言いましたように指導、助言の一つの限界というものもあり、またその範囲にとどめるべきものというものがおのずからあつてしかるべきだということをおし上げていられるわけでありまして。

あとこれがどうなるか、さっきの亀井委員の質問に対して文部省がどう対応するかということを見て、私はまた改めて具体的に質問をさせていただきます。以上です。

それから、次に質問項目の中に入つてまいります。

まず、教育改革国民会議の中間報告について質問します。

まず、私も非常に問題がある問題ですから、いろいろな本をあらわして、委員の一人の河上亮一さん、この人は唯一教育現場の方です。そして、「教育改革国民会議で何が論じられたか」、この本の発行日は十一月一日、一番新しい内容ではないか。かなりおもしろいことが書いてあります。文部省の官僚の皆さんの名前も出てくる。それで、これを読んでおる限り、私はここに国民会議の委員として参加された多様な皆さん方がいろいろな意見をおつしやつていられることを非常に興味深く読ませていただきましたし、私も大いに勉強になりました。

そういう意味で、この教育国民会議というのはそれなりの私の意味があつたとは思いますが、この教育改革国民会議が中間報告をし、最終報告を出してくるということになると、多様な方がさまざまな意見をそこで論じて、無理にまとめられないものまでまとめていこうとする作業が起こつてくると、一体この国民会議は何でやつたのかということになります。

そこで、中間報告は、私も何回もこれを読ませていただきましたが、これは少なくともこのレベルにおいて各委員の意見が一致したものというふうに私は私どもは受けとめていいのかどうか、それをお伺いします。

○国務大臣(大島理森君) 本岡先生、さっきの話はもうこれ以上いいということでございますから、もう私も答えたいと思いません。

確かに、私も何回も出しました。国民会議の議論を黙つて伺いました。中曽根先生も特別補佐官でございますから、主にその責任者としてやつておられますが、これはそういうさまざまな意見の違ひもあり、さまざまな意見の議論をした上でこういう中間報告を出すことの一致はしたわけですが、その経過の中で、ここにも率直に書いてあります。

すが、一致を見ないものもあるわけでございます。例えば、その中に学校の評価結果の公表と学校選択制についてはかなり意見が分かれておりますとか、新しいタイプの学校についても意見が分かれております。基本法についてもさまざまな意見がございまして、こういう中間報告の取りまとめ方になつたと。その取りまとめ方についてはいは結構だと、こういうことになつたということで、プロセスとしてはもうさまざまな意見がございまして、それは、予断を持つてこうしたい、あししたいということより、いろいろな意見を出し合つてから始めようということだったようですから、当然にいろいろな意見があつて、この中間報告

を取りまとめる、この内容については皆さんこれでいいのではないかとということを出されたと承知しております。

○本岡昭次君 それでは、最終報告へ向かつてこれからどのように進められていくのか、この会議が今、公聴会が行われているようですが、最終報告へ向かつてどのようにまとめられていくのか教えていただければと思います。

○国務大臣(大島理森君) 年内には最終報告をちようだいでできるのではないかとこのように思っておりますし、多分年内にいただける、このように思っております。

○本岡昭次君 そうすると、日程的に見てこの中間報告が中心になつてくるかと思ひます。

そこで、この教育改革国民会議の性格が、もう既に皆さんも御存じのとおり、総理大臣の私的諮問機関ということになつております。したがつて、文部省には文部省のこうした教育の問題を取り上げて議論していく中央教育審議会を初めさまざまな関係審議会がありますし、また協力者会議というふうなものも折に触れてたくさんつくられていくのであります。そういう文部省自身がみずから責任で教育の問題について提言し、方針を示してきた積み上げが私はあると思うんです。それと、この私的諮問機関として出てきたこの改革会議との関係をどのように考えられるか。

○国務大臣(大島理森君) 本岡先生がおつしやるように、これは総理の私的諮問機関という位置づけでスタートされました。小渕内閣、そして今の森内閣というふうな。私も大臣になつてその関係係を自分の頭の整理をしてみたいということでもありました。いずれにしろ内閣総理大臣が、内閣のいわばかなめとしての内閣総理大臣が広く教育について国民の意見を聞いてみたい、今の教育の現状から見ても、そういうふうな意味でこの国民会議を立ち上げられたものだろうと思ひます。したがつて、ありていに言ひますと、文部省としては、それは総理の私的諮問機関だから総理がその答申をいただきます。その後に文部省に対し

て総理としてどのように、これはありていに言へば御下知をするのか。そのいただいた答申を内閣としてどのように位置づけるのか。非常に手続論と考えるとそういうことがとても大事なんじゃないだろうか。こう思つて今日まで参つておるところでございます。

一方、内閣の総理大臣としての私的諮問機関とはいへ、総理の私的諮問機関とするならば、これは文部省としてもしっかりとそこを見詰め、またそこでどういう議論があるかというふうなことを考えていかなければなりません。また、総理がいたでいて、総理から私に対して、こういうかれこれの中間報告をおれはいただいた、総理として今急文部省の中で勉強してみなさいと、こういう御指示をいただきました。ようやくそこで文部省としてその中間報告に対して勉強を真剣に始めることができたという今現状でございます。最終答申をいただきますと、そしてそれをまた総理がそういうふうな形で私のところに、文部省に対して御下知いただくものだろうと。

そういういたしますと、そういう中で、やはり文部大臣としての設置法に基づいた中教審以下、先生がお話された数々の審議会がございまして。そういうものに御意見をお伺いしなければならぬ問題についてはやつぱり選別をしながら御意見を伺ひ、そしてそういうものの中で今なし得るもの、必要があり得るものは法案として私どももたえていかなければならぬ。全体の流れと中教審と私的諮問機関の関係といへば、もう難しい、こつちは設置法に基づいた云々ということば申し上げませんが、政治上のあり方論として言へばそういうふうな私はとらえてこれに対応してまいりたい、こう思つております。

○本岡昭次君 臨教審というのが中曽根元総理のところまでつづられました。そして、そこで教育の改革の方向が打ち出された。そのとき私は文教委員でいて、そのときの文部大臣が森総理大臣で

あつたわけですから。そこで文教委員会というのは非常に臨議の議論にかかりました。設置のところが始まりまして、委員会の審議をしている内容とかかわりました。そして、時として座長である岡本さんのおいでになって、あるいはまた各部会の長のおいでになって私たちとけんけんがくがくの議論をいたしました。そして、最終答申とずつと行つたんですね。

あれは公的な機関だからそうした、今度は私的だからと。しかし、私的とはいえ、今おっしゃつたように、総理がその諮問を受けてこれをやれとおっしゃれば、これは全く公的なものにその段階からなる。というふうな重大なものなら、我々文教委員というのは国の教育政策、方針にかかわりながらじつと横で見て、私たちはこのような立派な本を読んで、なるほどこういうことを議論されたかと、こういうことを聞いてみたいなどと思つてもここを素通りしていくという、私はこういうのはまずいと思ひます。

だから、ぜひともここは、委員長もおられすけれども、最終答申にできれば至るまでに、文教委員の皆さんはさまざま教育について一言言ひながら持つていくんですから、この人はこれはどうだ、これはどう思うのかねといつてやっぱりやるということも極めて私は大事ではないかと、こういうふうな思ひつています。

ところが、そういうものを省いた形で、文部省がストリートに来年は教育改革国会だと言つて大きな旗を上げてみると、こういうやり方はどうも私は納得がいけないんです。これは文部大臣がお裁きになることじゃないかと、これはむしろ委員長のお裁きになることかと思ひますが、どうでしょう。この文教委員会と私的諮問機関である教育改革国民会議との関係、文部大臣、私が言うような形でやつた方がいんじゃないかと思ひます。

○国務大臣(大島理森君) すぐれて委員会運営のあり方ですから、私から所見を申し上げるのはいかぬと思ひます。どうでしょうか、本岡先生、こ

れは考え方だと思ひますが、むしろまさに最後には参議院あるいは衆議院それぞれにおいて、そこから提案されたものが具体的に政治の場に出てきたときに、そこで決定するのはやっぱりこの国会なわけでごさいます。あそこで決めたからといつて、極端に言えば全部それとおいりくというものではないと思ひます。

私は、委員長初め理事の皆様方が参考人として来ていたいて云々と思ひますが、私的諮問委員会の中で決めることだと思ひますが、私的諮問委員会の中に本岡先生のように大変なけた、そして文部行政に本当に実践して加わつてきた方々が参加を、ここに呼んで議論して、わかりました、本岡先生の御意見をそれじゃそこに入れてまた最終答申をつくりますなどということになると、むしろそれはもう私的でなくなつてしまつて、むしろそこからは、私的諮問会議から来た最終答申を政府が一体どのようにそれを消化するか。消化した上で、いづれ国会で大変な御議論をいただくべきならぬわけですから、そういうふうにしても、私はそういうふうにするのが我々の責任だと思ひつています。

ただ、参考人としてお呼びになるかどうかは、これは委員長初め理事の皆様方、委員の皆様方でお決めることだと思ひますが、私はそのように考へております。

○本岡昭次君 結局、教育改革国民会議の最終報告を受けて、それが来年の通常国会は教育改革国会にするという森総理の強い意思であるようです。また、大島文部大臣もそのようにしたい、こうおっしゃつておられますから、そのときに私たちが初めてその一体何なのかということを見出すようなことに結局なるのかと思ひます。

そういうやり方も別に大きな問題があつてどうしようもないということではないと思ひますが、それでは今の段階で一連の教育改革関連法案を提出するというようなことを、この間もあいさつでおつしやいました。一連の教育改革関連法案、そして国会は教育改革国会だと、こうなれば、どん

なのものが一体どのようにして出てくるのか。一連というのはずつと随分たくさん連なつて出てくるんだらうと思ひますが、だから私は、事前にこういうところでもこなし的にやつておけば私たちがその準備ができるし、スムーズに委員会審議というものが行われるんではないかと思ひます。ありますから、そうした事前の、私的諮問機関であつたとしても文教とかかわりを持つておつた方がいいんじゃないかということをお願いしたのであります。

そこで質問ですが、それでは一連のというその内容、どういふものを現在想定されているのか。何もなしに一連といふ言葉はお使いにならぬと思ひます。一連という、かなり文部大臣の頭の中にあれもこれもとおありだと思ひます。が、どういふふうなものをお考えなすか。

○国務大臣(大島理森君) まさに一連といふのは一つだけじゃなくて連でございすから、連綿といふかどうかは別にして、連であらうと思ひます。私は、今、総理から中間報告を勉強せい、勉強しろ、こう言われて、その後いろいろ議論してまゐつておると。そういう中で、まずやはり少人数授業といふものの実施といふものがあそこにも必要だといふことを書いてあります、そういうものをどういふ形できちつと実施していくかということもある意味では一つの課題だ。あるいは、先ほどもちよつと御質問がございましたが、そういう意味で十分な適性を有しないという先生方への対策といふのがどうあるべきか。あるいは、授業妨害あるいはじめという教室の秩序が極端にもう壊れているというのに対してきちつとしたような対応をするにはどうしたらいいか。さらに、家庭教育の位置づけ、こういうものをどうしたらいいか。さらに、奉仕活動を含め体験活動の促進、奉仕活動をどのように一層の充実をさせたらいいか。もう一つは、先ほど本岡先生もお話されましたが、やっぱり教育委員会といふものをも

うちよつと実態をさらに充実させなさいかぬだらう。これら等を研究しながら、いわゆる一連のものとして来年の通常国会で御議論いただけないものだらうか。

また、基本法については、何回も申し上げておりますが、中間報告の中にもさまざまな意見がありました、こう書いてあります。そして、そういうことを踏まえながら、私も、各党の代表の先生方がインタビュを受けている、所見を伺つたりしておりますが、やはり議論をしていただくことは大変なことだと思ひます。

ですから、そういうことを踏まえて、先ほど申し上げましたように、中教審にやはり御議論いただくか、こういうことも今一連の一つとして考へていかなきやならぬのか、こう思つております。まだまだ勉強していけばその一連が出てくるかも知れませんが、そういうことを考えますと相当なボリュームの法改正でありますとか新法でありますとかといふものが、そして国民の皆さんにまずこういう学校、こういう教育といふものをわかりやすく、こういうふうになつていきま

す、さあ、みんなで一緒に考えましよう、そういうふうなことを踏まえて教育改革国会にしたいという総理のお言葉と私は解釈して、努力している最中でございます。

○本岡昭次君 手のうちを若干御披露いただいたというように思ひますが、今のその一連の、教育改革関連法案といふ一連のそのものは、もちろん現状を改革していこうと。今、教育現場あるいは家庭、地域社会にある子供たちの状況をこのまま放置できないからという形から出てくる必要な法案かもしれないが、私はそういうものをずつと並べても、それが果たして教育改革国会と大きな旗を上げるようなものになるのか、と、枝葉末節とは言ひませんが、みんな大事ですから。だけれども、やっぱりもつと大もの、根幹のものが出てこなければいかぬのじゃないかというふうな思ひます。

そこで、仮に教育改革国会にし、そしてそこに重要な法案をというのであれば、この中間報告の第五項にありました「教育施策の総合的推進のた

めの教育振興基本計画」というふうなものがまず
とんと出てこなければいけないんじゃないかと思
うんです。それで、ここにはこういうことも書い
てあります。「教育への投資を惜しんでは、改革
は実行できない。教育改革を実行するための財政
支出の充実が必要であり、目標となる指標の設定
も考えるべきである。この場合、重要なことは、
旧態依然とした組織や効果の上がっていない施策
をそのまま放置して、貴重な税金をつぎ込むべき
ではないということである。計画の作成段階及び」
云々と、ずっとこう書いてあります。

やはり二十一世紀を見据えて、教育は国家百年
の計、教育は未来への先行投資、いろんな言葉が
使われます。だから、そういうことにしつかりと
根をおろした教育振興基本計画なるものを立て
て、そしてそれを年次のどう進めるのか、それ
に対してどれだけの税金が要するのか。国民の皆さ
ん、いろいろ今は税金が要るときです、借金もた
くさん抱えております。しかしながら、この教
育というのは、IT革命の問題から入っていっ
てもそういう答えが出てくる、少子高齢社会の問
題から入ってもこの教育の重要性はかわってく
る。だから、そういう将来のために私たちはこれ
だけのコストに耐えようじゃありませんか、どう
ですか皆さんというふうなものが最初に基本計画
の中にどんと出てきて、そしてその議論を始め
てこそ教育改革国会だというふうに森総理がおつ
しゃっていただければ、そのとおりだと言って私
たちもその議論に大いに参加したい。二十一
世紀初頭の初めての通常国会としてそれは大いに
意味のあることであり、新生日本という旗を掲げ
られる森総理、そしてIT革命というものにおく
れをとってはならぬとおっしゃる森総理、文字ど
おりその帰趨を決めるのは教育なんです。よ
うなものを挙げて教育振興基本計画というところ
へ盛り込まれて、そして国民挙げて、よっしゃと
そういうことにかかわってこうとなつて初めて
難しいことでもいろいろ動くわけですし、そうい

うことがずっと動く中で、亀井委員が非常に御心
配なさっている現場のいろんな問題、それは私も
組合を長くやってきましたから、組合と教育委員
会、文部省とのしがらみのようなもの、それは後
遺症的にいろんなところにあるのをよく知ってい
ます。

だけれども、二十一世紀にそういうものまで引
きずつていいのかどうかという議論をさせていく
ためには、やはりこういうものをどんと全面に出
して、そして過去と切るべきものはきちつと切つ
ていく。何のためかというところの未来のためやとい
うふうに、ある意味でみんなを引っ張っていくかな
ければはいけないんじゃないかというふうな思
うんですよ。そういう迫力が文部省にあるのか、文
部大臣にあるのかというところが私は問わ
れているんで、先ほどの文部大臣の一連でとおつ
しゃったものは、どう考えてみてもそういうふう
なものには私は感じられないんですが、いかがで
すか。

○国務大臣(大島理森君) 本岡先生の今熱情あふ
れる御意見を聞いて、大変敬意を表している部分
がございます。

総理が来年の国会を教育改革国会にしたいとい
うことを発せられたのは、実は私は総理にも意見
を求められて次のようなことを申し上げたことが
ございます。大学の改革というのがまだ残ってい
るわけです、独法化という流れの中で、したがっ
て、一国会だけで教育改革が終わるということ
はございませんということはまず一つ申し上げた
いと思ひますが、国民会議の意見を伺い、今すぐ
やれるものと、中期的に議論していただいてやる
べきものと、将来検討して御議論をいただかなけ
ればならぬものと、三つぐらいあるような気が
するとずっと言い続けてまいりました。

そこで、先生が今お話しされた教育振興基本計
画というものをまずどんと出せよと、まず基本だ
と、こう先生おっしゃられました。したがって、
教育基本法にまず御議論もいただきながら、基本
なんですから、私どもは基本法の議論を大いにし

ていただきたい。そして、基本法を議論すると同
時に、実はこれは委員会等でもちよつと申し上げ
たことがあります、中教審でそういう皆さんの
御議論をいただき、これからの二十一世紀の教育
の基本はこうあるべきだというふうなことがもし
明確になつてきたら、その裏づけとして、まさに
先生が今おっしゃったような振興基本計画とい
うものをびたつとそこにくつつけて、そしてきち
きちつと財政的にもあるいは具体的にそういうも
のがある基本法と基本振興計画があつてしかるべ
きだろう、このように私どもは思っております。

またと言つてはおるんです。
私、今言いましたこの基本計画の問題も、そう
したことも含めてきちつとした対策をどう講じる
かということ、大変厳しいでしょうけれども、
今やるもの、これからのもので、やはり何段階、
三段階でも四段階でもいい、やはりそういうふう
なものを何とか国会には出して、教育基本法との
関係というのはこれは鶏と卵みたいなことに私は
なつてくると思うんですが、一緒に議論するなら
ば私はしても構わぬと思いますが、やはり物の考
え方よりも、今実態として教育現場にあるもの
をどう変えていくのかということ、まず先行させ
るものではなからうかというふうに思っております。
もう時間もなくなりましたが、あとちよつと二、
三点申し上げます。

本岡先生が自分の御経験、組合活動をやってきた
苦しい御経験なども吐露しながら、今までの教育の
基本を議論し、そこから生まれる基本計画が必要
なんだという御主張をされたことは私は貴重な提
言だと思っております。

文部大臣のあいさつの中に、火山噴火、地震、
水害等の被害を受けた地域の子供たちの心のケア
を図ると、こういうのがございました。具体的に
どのような心のケアを図る対策を講じようとな
さっているのかということなんですが、阪神・淡
路大震災で被災した子供たちの心のケア、四千
五千人というふうな心のケアを必要とする子供
たちがいるわけで、これについては文部省も積極
的にかかわっていただけて非常に効果を上げてい
る例もあるわけであります、ぜひともこの阪
神・淡路大震災の経験を踏まえて、今頻発してい
る自然災害で被害を受けた子供、家もとに戻る
とかということ、済まない子供の心的障害、心的
何やつたか、心的障害後ストレス、何障害とい
うのか、外傷後ストレス。それがここに書いてある
心の問題だと思つて、阪神・淡路大震災の経験か
らいうと、五年、六年たつてもなかなかショック
を受けた心の傷というんです、そういうような
ものが治らなくて非常に教育現場が苦勞をしてお
りますが、ぜひともそういうふうなものの経験を
もつて、今、火山噴火、地震、水害で被害を受け
た地域の家の再建とか生活再建とかということと
同時に、子供の受けた心の傷というものを綿密に
調査してきめ細かい対策をやつていただきたいと

と思いますが、どのようなことを今お考えですか。
○国務大臣(大島理森君) 本岡委員が御指摘いただきましたように、今起こっていることの前に、兵庫県の事態というのが私どもにとりまして大変いい、試行錯誤のやりながら、しかしそこでいったいたやり方も含め、あるいは先生方の人数も含め、大変参考になっております。したがって、兵庫県の問題については、なおカウンスリングの担当教員の定数加配とか、臨時健康相談を実施するための経費についての補助は支援をしていることは御承知をいただいていると思います。

その経験を踏まえながら今行われている、例えば島からこちらに來られた子供たちに対して、先生方の参考資料をつくりましたり、それからできるだけ、先生方だつて手がいっぱいでございますので、大学の大学院生とか、そういう方々にボランティアとして来ていただきながら、そういう心のケアの対応をしてもらったりしております。さらに、臨時健康相談等を実施したその経費については支援をしてみたい。

いずれにしても、本当に先生がおっしゃるように、例えば経済の回復であるとか家の回復であるとか、そういうこともとても大事ですが、心の回復というのは非常に時間がかかるということを覚悟して、文部省としてやれることをやっていくということが兵庫県の災害から学んだ一番のことだと思つて、これを原点にして努力してみたい、こう思っております。

○本岡昭次君 最後に、教育課程審議会の中間まとめというのが十月六日に出まして、それを拝見しました。その中の「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方」ということにかかわって、生徒の指導要録の開示の取り扱いというものがあるんです。要するに、指導要録、私も現場の教員をしましたから書くわけです。成績と同時に、積極性があるとか自主性があるとか思いやりがあるとか、つらいけれども書かなきゃあないからやつぱりそれは書く。パターンを書く

ともうその子供にとっては致命傷かなと思いがちでも、いや、しかしやつぱり思いやりがないぞと思つたら思い切つてだつと書いたりすることがあります。丸をみんなつけておけば問題ないんですけれども、それなら指導要録の意味がないと思うから、やはり思い切つて自分の観察、間違っているかもしれないけれども私は観察といつて書くわけです。非常に勇気が要る、あれ書くのは。

成績は十法で書くのならそれはそれなりに書けば、成績が悪いからだ。行動というやつは、これは神様でなければ、神様でも評価できないかもしれない。だけれども、教員は評価する立場に置かれる。だから、それは秘密というんですか、公開ということに対して非常に難しい問題が起つてくる。もし公開を、やはり情報公開ということが優先だ、こう来る場合は指導要録そのもののあり方を公開にたえられるものに変えないかぬと私は思います。そのときは、そういう自主性か思いやりとか行動力とか、その子の生来の性格にかかわるようなことを書いてあるものをそのまま公開する、成績はそのとき悪かったけど中学校で頑張ったとか、いや、あの人は年いってからようしつかり勉強したとか、これ何はでも、性格というやつはこれは一生その人を決めることになる。それを情報公開するということになると私は非常に難しい。

それで、どうですか、この中間まとめの言うること、ちよつと中途半端でよくわかりません。これ、指導要録の開示を原則とせいで、こう言うところですか。それでいろいろなことを検討せいで言っているのか。いや、そうではないと、いろいろ検討して開示するかしないかはそれぞれの教育委員会なり学校で決めたいと言っているのか。しかし、いずれにしても情報公開というものは力を持っていますから動きまわす。だから、これで指導要録そのものが情報公開ということになるのか、その項目で、そういうふうなことをやはり文部省として考えていかなければならないんじゃないか、こう思います。

私の意見としては、今のままでは情報公開を私にはやるべきでないと、今の指導要録のあのままで。そうすると、現場は大混乱するし、私が言うようにみんな丸つけますよ、それなら。それでしよう。問題のないようにしますよ。現場の教師だつてそのぐらゐの知恵があるから、みんな丸をばつぱつぱつとつけたらもうおしまいという、それでは意味がないわけでしょう。そういうふうな問題であるということ、この問題は非常に神経細やかにひとつ考えていただきたいというふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(大島理森君) 先生の、現場にいて今度評価する側の立場の苦衷を今ちよつと伺いましたが、本人からの開示請求を対象とすると、そういうふうなことで、やつぱり個人情報保護、全体の基本的な方向を踏まえて判断していかなくちゃいかぬのじゃないか、こう思っております。何でもいからオープンにしろという対象では私はない、こういうふうな考えております。

なお、またいろいろ少し勉強しながら、まだ中間報告でございますので、非常にナーバスな問題であるという認識は私もございます。

○本岡昭次君 終わります。

○委員長(市川一朗君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(市川一朗君) ただいまから文教・科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松あきら君 松あきらでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私が提案いたしておりました芸術文化活動支援員、これが来年度の概算要求に盛り込まれました。皆様よく御存じのように、我が国は先進国の中で

も残念ながら極めて文化予算が低い国でございます。私も毎回文化予算をふやしてくださいとお願ひ申し上げているんですけれども、なかなかこれが遅々としていくことでございます。

今回、この支援員が概算要求に入つたということでございますけれども、今、全国各地に例えば二千館くらい公立の文化会館、ホールですとかがあります。しかし、これがなかなか思うように活用できていない。貸し館にしたりいろいろ考えているんですけれども、やつぱりソフトが足りないとかいろいろな理由があるんです。その活性化のために、例えばソフトをつくる芸術文化の専門の方、当初は二十一名くらいというふうな人数は聞いていますけれども、その方々を日本各地に派遣して、ハードとソフトの両方専門的にわかる、こういう方をマネジャー、あるいは総合マネジャーでもプロデューサーでもいいんですけれども、そういうふうなしよう。名前はちよつとかたい名前なんですけれども、この制度で公立文化会館を中心にした地域の文化の大いなる発信に寄与されるであろうというふうな期待をしているところでございます。

今後、もう少しずつでも予算をふやしていっていただきたいなと思つてございしますけれども、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大島理森君) 松委員が熱心に御提言をされてまいりました活動支援員、このあり方についての御質問でございます。また、文化予算が足りないのではないかという大きな問題提起もございました。

私どもも問題意識としては全く共通をいたしております。各文化会館みたいなものが、ハードは相当できてまいりました。したがって、支援員だけの問題だけではなくて、その中身をきっちりさせなきゃいかぬということで、今次の補正予算にも来年度の概算要求にもその中身の充実方についての要求をしつつ、御指摘のように文化活動の充実を図つてまいりたいと、このように思つておるところでございます。

さて、そういう意味で、公立文化会館活性化事業の一環として先生の御提言あるいは御指摘いただいた活動支援員でございますが、私ども概算要求では二十一人の設置を新たに要求しておりますけれども、さらに先般、日本の新生特別枠の非公保留分を活用いたしましてその員数を総計四十四人としようと、このように要望しているところでございます。なお、これでもまだ足りないというふうな御指摘、さらにさき問いが来るような感じがいたしますけれども、少なくとも御熱心な皆様方の御要請、そういうものを受けながらやる範囲の中で員数をふやしてまいりたい、また予算もそういうような形では最後にはしつかり形づくりにたい、こう思つて努力しておりますので、また御支援のほどをお願い申し上げます。い、このように思っているところでございます。

○松あきら君 四十四人ということ、とてもうれし話を伺いました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、午前中から心の教育云々の問題、さまざま出ておりますけれども、大島大臣は所信の演説の中で「世界から尊敬される心の豊かな美しい国家の実現」、こういうふうな述べられているわけでございます。「多様な体験を通じて社会性や豊かな人間性を育てる心の教育の充実」に努めてまいりたいと、こういうふうな御決意を述べられておりましたけれども、具体的にどういう形で進められたのか、それも伺いたいと思います。

○国務大臣(大島理森君) 心の豊かな子供というより人間を、私自身も心が豊かかどうか、客観的に見ていろいろな御指摘をいただかなければなりません、一番大事なことは、自分以外の社会すべてに対して尊重できるという、そういう心が私は美しい心と言っているのではないかと思うんです。そのためには出し得る知恵をいろいろこれからやっつけなければならぬ。

その一つは、既に各公立学校で試行的にかつまた一生懸命やっているボランティア活動ということに対する充実もその一つでありましょうし、そ

れからやはり人間と人間が接するということだけではなくて、自然というものに触れて自然の厳しさあるいは自然の恵みというものも知っていたことが大事だと思います。

さらに、このIT革命等々の中でさまざまな先生方とお話しする機会があるのでございますが、先般、ある国立大学の、それも有名な国立大学の学長さんがおいでになられ、こういうことをおっしゃっておられたことが非常に印象的でした。自分のゼミにきた学生に「一番最初に何を教えるか」と、雑談をさせることから自分はやらせると。つまり、コミュニケーションというものが非常に少なくなってきた。なぜコミュニケーションが少なくなってきたんだらうかという、そこにはリアリティーの中でさまざまな体験あるいは人との出会いというものが少なくなった。そういうことを非常に心配します。

非常に有名な学者さんでございすが、そういうことを心配されたことを考えますと、子供たちがやっぱ、先ほど言ったボランティアということも大事でございすが、自然と触れ合うということも大事でございすが、もう一つ、例えば大人の社会がどのように動いているか、自分のお父さん、お母さんがどういう形で一生懸命働いているか。今の子供たちは元気なお父さんを余り見たことがないというのをよく言われますが、そういうインタラクティブな社会体験ということも必要であろうと思うんです。

そういうふうなことをさまざまに積極的に、学校全体の中だけでなくて地域も含めてそういう体験あるいはそういう学習、学習と言っていると思いますが、そういうことを通じながら、先ほど申し上げましたように自己、おのれ以外に多くの存在があつて、その中に自分が生きていくということをやつぱりしつかり知つて他を尊敬するということが美しいということに私はつながるような気がします。したがって、そういうことに法制度も含めてしつかりと充実をさせていくことが心の教育ではないか、このように思っている次第でござ

います。

○松あきら君 ありがとうございます。まさに私もそのとおりだというふうに思います。

ここに水を研究していらつしやる江本さんという方が書いた「水は語る」という本がございす。心とか命とか、そういうものを理解するためにこの本を少し紹介したいと思ひます。

まず、写真をごらんになっていただきたいと思ひます。両方からカラーの方もお伺ひいたしますので。(資料を示す)

この写真は山梨県の三分一の湧水の氷結結晶写真なんです。とてもきれいな結晶なんです。札幌の水道水ですとか名古屋の水道水、いろいろあります。

そこで、これは実は、透明の瓶に精製水を詰めまして、いろんな言葉その瓶に張るんですね。

これは「ありがとう」という言葉を張った結晶、これは「ばかやろう」という言葉を張った結晶なんです。それで、何とか「しようね」というふうに書いたのがこの上で、「しなさい」というとこの下になるとか、これだけではなくていろいろ出てくるわけでございますけれども、実験ではぶつ殺すとかむかつくとかいう言葉でもこの「ばかやろう」というのに近いような結晶が出てくる。音楽も実はここに入っているんですけれども、数え上げたら切りがないくらいたくさんいろいろ実験で出ているんですけれども、やはり水も言葉がわかるのかしら。

例えば、人の体の七〇％は水分だそうで、そうしますと自分の心だけじゃなくてそういう水分という面から考えてもいろいろな言葉にあるいは反応するのかな、こういうことも思うわけでございます。やはり安易に心を傷つけるひどい言葉が使われているとしたら、そういうことは単に心だけじゃなくて、いろいろなことからそれが起こってくる。

そしてまた、学校の先生は、教師は授業をするわけですが、その教員免許を取得する過程では心理学というものは割合にさうと通り過ぎ

ているようでございます。今、カウンセラーは二千五百名ほど学校に配置されております。私もカウンセラーが非常に大事ということで申し上げているんですけれども、やはり学校の先生は、教えるということだけでなく、一人一人の子供の生命状態を把握して理解できるようにならなければ本来的にはいけないのではないかというふうに思ふんですね。

アメリカのノースカロライナ大学では、落ちこぼれはなくせるといまして、脳科学の成果を生かそうと頑張っている小児科の医者様がおります。メル・レビンさんという方なんですけれども、これは、従来の画一的な指導法では多くの子供たちが落ちこぼれになってしまふ、生徒は一人一人みんな違うんだ、教師がその違いを理解すれば一人一人に合った指導ができるようになるとおっしゃっているんです。子供の学習したものに現場の教師にその扱い方が行き渡っていない、つまり扱い方がわかっていらつしやらない方もあるとこのレビンさんはおっしゃっているんですね。例えば、子供の脳の発達に関する最新の研究は個々の事例の解決に役立つとも言つておられるわけでございます。この方は、以前から養護学級に送られていたかもしれないという多くの生徒を教室で実際に助けることができた体験を述べられているわけでございます。

こういった脳の科学が教育の現場に役立つ、あるいは反映されるのであればこれも喜ばしいと。そしてまた、少子化がこれからはどんどん進むわけですから、一人一人の子供をしつかりと見ていただいて、教師がカウンセラー、臨床心理士だけに頼らないで、教師の仕事の一つとしてやはり適正な対応あるいは理解ができるようにならなければ本来的にはいけないのではないかというふうに思ふわけ。

そういった意味で、心理学あるいは脳の科学の専門知識を持たなくてはいけないと言っているわけではなくて、教員養成の中でそういった点も学

べるような環境をつくる努力を行政はするべきだと思ひますけれども、この点についての大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(大島理森君) まず冒頭に、この写真でございますが、拝見してみても、これはボトルに張るだけでこういうふうに変わるというのは……

○松あきら君 そうなんです。

○国務大臣(大島理森君) 科技厅にも命じてちょっと勉強を……

○松あきら君 ぜひ実験してみてください。
○国務大臣(大島理森君) はい。まじめにちょっとやってみようと思います。ちょっと驚きでございます、なるほどなど、こう思つて見ております。

まず、総論的に申し上げますと、今、先生がおっしゃったように、いじめとか切れるとか、あるいはさまざまな子供たちの犯罪あるいは問題というものに対して、情緒的にとらえてはならぬと私は文部省に参りましてから常々申し上げてきております。やっぱり科学的に分析するという側面を持たなきゃいかぬ、それから数値的な客観性も持たなきゃいかぬという一つの考え方を申し上げて、今起こっているいろいろな事件とか問題をそういう観点からもきちつと科学的にも分析しながら対応を考えると、そういう時代に入ったということは同感でございます。

その中で、特に心理学という問題につきまして、私も教員になられるそういう方々には、やはり知識ということだけを単なるデリバリするだけではない、最後には子供たちの心を引きつけ、子供たちの心に先生の言葉が入っていかなくちゃならぬ。そういういたしますと、子供たちの心理状況、こういうものがどういふ状況になり、子供たちがこういう心理になったときにどういふ行動形態をしていくかということも少なくとも先生の立場ではきちつと基礎的には踏まえなきゃならぬ。そういう意味で、おっしゃったように、我々は心理学の知識を先生になろうとする方々にはしっかりと身につけさせることの重要性を認識し

ております。

そういう意味で、初任者研修において、その基礎を踏まえながら実際にカウンスリングというものをどういふふうにしたらいいか。このことは、カウンスラーだけではなくて一般の先生方にもしっかりとその基礎論あるいは方法論というものを身につけて、心理やカウンスリングに関する内容などをきちつと取り組めるようにさらに充実をしていかなければならぬと、こう思つております。

そういう意味で、そういう児童心理という側面での先生方の知識あるいは対応というものがますます重要になってくるのではないかと、そのための対応をしっかりといかなくちゃならぬという思いでございます。

○松あきら君 私も実は次にその科学的なことを御質問しようと思つていたんですけれども、私もこのお水の実験を実際してみたいなと思ふんですけれども、例えば授業の中で子供たちに、こういう人がいてこういう実験をしたらこうなつたんだつてよと、水でもわかるのかしら、このクラスでも一遍やってみようかと、そういうことも子供たちが心というものを考える、あるいは命というものを考える一つの手助けになるのかなんという気がいたします。

それから、今まさに先に大臣がおっしゃられたので私の質問と重なるというか、次に申し上げようとしていたことは、今本日にさまざまな社会体験あるいは自然体験、そしてボランティア、いろいろなことで子供たちの心の情操を助けていきたいというのがあるんですけれども、その一方で私が申し上げようとしていたのは例えば低血糖の問題、子供たちが今飲み物ですとか袋菓子とか、御飯を食べないでこういうものを、間食ですか、残念ながらそれが主食に取つてかわろうとしていて、ぐらゐ今の子供たちは飲み物ですとか袋菓子を食べているらしいんですね。そうしますと、そういうものに全部糖分が多量に入っている。含まれている。そうすると、糖分がたくさん入るとどういふふう

うになるかといいますと、低血糖になるそうなんです。要するに、砂糖を大量にとると低血糖になる。そうするとどうなるかといいますと、これを繰り返してきますと、いらいらが募り、頭痛がして疲労感が広がり、それが異常な行動の引き金になっていくと、こういうことも指摘をされているわけでございます。

もちろんこれだけではありません。食べ物の中にも、あるいはダイオキシンあるいは環境ホルモンあるいは空気、水、すべてそういうものも関係はしてくると思ふんですけれども、要するにそういったものがあつては切れる、異常な行動をするという中で、私はやはり科学的にしっかりと研究をして心の教育と両面でこれをぜひ進めていただきたい。これを申し上げようと思つていたんですけれども、再度よろしくお願いいたします。

○国務大臣(大島理森君) 実は、松委員は御承知でそういう御質問をしていただいたと思ひますが、アメリカの中で今お話しされたような低血糖状態がいろいろな形で子供たちに影響しているんじゃないだろうか、こういう長い議論があります。まだそのことについて、低血糖だから明確にそういうふうに分れるとあるいはおかしくなるとかという、そのところは依然として議論があつて、WHOなんかでも、結論として糖が子供の行動や振る舞いを有意に変えるという仮説を示唆する客観的な証拠は余りないねというWHOの報告はあるにしても、いづれにしても、先ほど申し上げましたように、食生活それから睡眠のあり方とか、あるいはその他子供たちを取り巻く食事から体力からそういうふうなものについてやはりきちつと分析をしなきゃならぬんじゃないか。

そういう中で、我々は切れる子供の生育歴に関する研究というものを立ち上げさせて今やっております。その中に、例えば国立教育研究所に今やらせておるのでございますが、生徒指導、教育心理、発達心理、社会学、さらに公衆衛生、それから小児科の先生、こういうドクターの立場から、医学の立場から、あるいは精神科医、臨床心理士

そういうふうな医学的な観点からの分析も、いろいろな問題があるかもしれない。プライバシーをきちつと尊重しながら突っ込めるところだけは突っ込んで、やはりそういう問題に科学的知見をきちつと持った上で対策をとることの方が、いろいろな御批判をいただくかもしれないけれどもむしろ国益に合うことではないか。こういうことで、具体的な事例の場合においてそういう多方面からの分析、研究を今させているところでございます。そういう問題が出て、結果としてこのようだったら、またいづれ国会の場で御議論をいただくことにしております。

何回も申し上げて恐縮ですが、情緒的におまえたはしっかりとしなきゃならぬと言うだけではこの対応にはならぬという思いは一緒にござい

○松あきら君 その点はどうぞよろしく願ひいたします。

次に参ります、時間がございませぬので。教育改革国民会議、これは午前中の質疑の中でもたびたび出てまいりましたけれども、その中間報告でも「教育の原点は家庭である」ということとございませぬ。「教育」という川の流れの、最初の水源の清冽な一滴となり得るのは、家庭教育である」と。私もまさにこれはそのとおりであるというふうに思ひます。「親が人生最初の教師であることを自覚すべきである」、こういうふうにも申されているわけでございますが、今、親御さん自身もいろいろ悩んでいるんじゃないかと思ひます。

私は、乳幼児期の親と子供のスキンシップ、これがすごく大事であると常々思つておるんです。少し前の話になりますけれども、テレビを見ておりましたら、ある大阪の小学校一年生のクラスが四月に学校が始まりましたら学級崩壊で、がしらがしゃと走り回つて、どなり回つて、とにかくだれ一人席に着けない。もう二十年來のベテランの先生、女性の先生が何とかちゃん座りましようと言つてもだめなんです。

それで、あるとき、一番暴れまくっている男の子をぎゅっと抱きかかえてしまった。押さえてしまったんです。暴れていたんですけれども、しばらくしたらびたっとコアラちゃんみたいひつついてきた。それにヒントを得まして、一人の子供をおんぶする、一人をだつこする、毎日。これを取つかえて、それでまた次の日は違う子供と。そういうふうにしていましたら、何と子供たちの荒れるのがおさまって、ちゃんと授業を受けられるようになったんですね。これを見ていまして、いかに親との肌の触れ合いが大事かということをつくづく思うわけでございます。

しかし、親御さんも今いろいろ悩んでいる。そしてまた先生も悩んでいる。今、学校に臨床心理士、カウンセラーが配置されておりますけれども、この対象は子供たちです。たまさか先生の相談に乗られることはあっても、親がその中に入っていないんです。やはり親も子供をどうしたらいいか、子供をどうするかの前に自分自身がどうしたらいいかという悩みも聞いていただけたら私は随分いろんな問題に対処できるのではないかと思うのでございますけれども、この点についての大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(大島理森君) 現実としてスクールカウンセラーは、親御さん、御両親様も行って御相談することに何らやぶさかではございません。むしろそういうふうにしてもらいたいとも思っているんです。ただ、地域、コミュニティーが非常に狭い中で、まだ何か親が自分の悩みを打ち明けるのに日本社会の中でちゅうちよするところがございます。

あるいは、ちよつと違うかもしれませんが、先生がさつきお話しされた児童心理、先ほど私も申し上げたんですが、精神病院のお医者さんにかかること自体も何か偏見の目で見られるようなところがまだ日本の中にある。しかし、そういうカウンセラーというのは、人が持っている悩みを一つ一つ解きほぐしながら分析して教えてやること。

そういう意味で、おつしやるように今の子供を持つ両親がいろんな悩みがあったときは、どうぞスクールカウンセラーに来て一緒に御相談、悩んだり話し合ったりしましょう。今でもできるわけですが、一層そういうことがしやすい環境をつくるのがどうもこれからもっと積極的なきやいかぬなという思いを持っております。

御承知のように、スクールカウンセラーは高校の段階ではできるだけ配置をしながらやっていきたいと思っておりますし、行きやすいカウンセラー、そういうふうなことを少し知恵を出していかなくはいかぬな、こう思っております。

○松あきら君 ありがとうございます。

ぜひその点を皆さんに、親御さんたちにも宣伝をしていただいて、どうぞいらしてくださいという環境をぜひつくっていただきたいと思っております。実はきょう、たくさん本を持ってまいりました。

私どもの党は子ども読書プロジェクトというのをつくっているわけでございますけれども、その中で子供たちに対する有害図書が非常に多い。これは実はコンビニに売っている有害図書の数々でございますけれども、私もコンビニに視察に参りました。そうしましたら、どうなっているかというところ、そこはともいいコンビニさん

だったんです。有害図書と書いてあるのは子供たちには手が届かない、大人が手が届く、そこに四、五十冊並べてあるんですけれども、もちろんそれ以外に普通のところにもある。これは有害図書でない、こういうことになっているんです。しかし、中を見ますと、ちよつとこではお見せできないぐらい、本当にもうびつくりするような、表紙はとても美しいものもあるんですけれども、もう言葉にできないぐらいショッキングな内容ばかりでございます。何十冊です。しかも、そうやって分けてあるところは少なく、割と一般的なコンビニは子供の手の届くところにも幾らでもこれが置いてあるんです。

そうしますと、これは各自自治体の条例で違うんですけれども、例えば我が神奈川県とかあるいは

東京ですと、性描写等が二十ページ以上は有害図書となり、十九ページ以下の場合には有害図書とならない、こういう規定があるんですね。総務庁はこれをどのように把握しているでしょうか。

○政府参考人(川口雄君) ただいま先生、神奈川県の場合をお尋ねでございますけれども、神奈川県は青少年保護育成条例におきましては、まず一般的に青少年に有害な性的あるいは暴力的なものについては個別指定、それから例えば先生御指摘のとおり、そういった卑わいな姿態なんか載った写真とか絵とか、それが二十ページ以上あるもの、あるいは雑誌のページの五分の一以上あるものについては有害図書とすることになっております。そして、例えば十九ページ以下であっても、個別にこれは青少年にとって有害だということであれば、県の方で有害図書としての指定ができる仕組みはなっております。

○松あきら君 もうあと本場に時間がないので、残念なんですけれども。

しかし、正直言いまして、五分の一以下云々じゃなくて、もうすごいんですよ。例えば、少ない枚数でもびつくりするような、少ない枚数どころじゃないんですけれども、お見せできないぐらいひどいです。そして、実態的に言えば、仮にこれに有害図書ですよといったら、その出版社はまた名前を変えて出すんですよ。

ですから、幾ら心の教育が大事だ、いろんな手だてを考えて子供たちに一生懸命、官民挙げて、家庭も挙げて一生懸命心の教育の問題に取り組んでいても、一方で売らんかなで、こういうものがはんらんしている。

しかも、コンビニにはこういうところがあるんですよ。コンビニでは、うちのコンビニの本店は東京にありますから、東京ではこれがオーケーになつていきますから、売っているのが例えば長野県でもあるいは秋田県でもどこでも、その条例とは合わなくても、これは本店に合せているんですよ、実態があるんですよ。

私は、これは総務庁もしつかりと対策は立てられていらつしやるとは思いますが、まだまだ足りないし、そして文部省も実態をしつかり調べていただいて、有害図書、これが子供たちに与える影響、子供だけじゃないです、大人もこれを見たら、先ほど理事会でもお見せしましたけれども、ショッキングを感じるほどすごい実態があるということをおわかりいただきたいと思っております。それを伺って、質問を終わります。

○国務大臣(大島理森君) 一種の知恵比べの競争みたいなところが彼らはあると思いますが、全力を尽くして、そういうことにあらゆる間断なき努力をしていくことが肝要だと思っております。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。私は、まずサッカーくじの問題についてお聞きしたいと思っております。

来年の春からサッカーくじの全国販売が行われるわけでございます。それを前に十月二十八日から静岡県でテスト販売が開始されました。私は、この日、静岡県に行つてまいりました。そして、ラモス選手が出演した販売開始イベント会場というところにも行つてまいりましたし、それから販売をしているお店にも行きました。その後、父母の方たち、先生たちとも懇談をしてきたわけですが、私も、その中で感じたことは、やはりサッカーくじというのは子供たちに対して大変な悪影響を与える、本心に心配なことだと、そういうことだったわけですね。

このサッカーくじは、十九歳未満には販売しないというところでいろいろ対策をとられている。販売員への研修をする、販売は対面で十九歳以上であることがはつきりしない人には写真付きの身分証明書の提示を求める、こういうことをしているというところなんですけれども、実態はどうかといえますと、身分証明書を求めるといことは到底無理だということもわかりました。

先ごろNHKの「クローズアップ現代」でも取り上げられましたが、この番組では、シャドーバイヤーというんですね。一見十九歳以下に見える

けれども、実際は二十二、三歳というような若者が販売店をずつと回って買おうとする。そのとき本身に身分証明書の提示を求められるのかということもカメラもびつたりくつついて番組で紹介しておりましたが、その中では一軒も、身分証明書、写真つきを見せてくださいと言ったお店はなかったわけですね。

そういうことでは、静岡では現在三百三十三店で販売しているということですが、本格的な販売ということになりましたら、これが全国に販売の網の目が広がるわけです。そうしましたらますます、身分証明書を見せてください、あなたは十九歳以下ですかどうですか、そんなことはもう実際行わないということだと思ふんですね。

その辺についてどう大臣はお思いになりますか。大臣じゃなくて参考人にお願ひしていたかな。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御指摘のように、十九歳未満に売らないということで、今、先生の方からいろいろ対策の一端をお話ししていただきましてけれども、そういうようなことで、繰り返して恐縮ですが、今指導としては、例えば販売員が十九歳というか、ちよつと見た目で二十二歳以下の人には身分証明書を出してくださいということを確認をするということの指導をしておるわけでございます。それ以外、御案内のように、販売員に対する研修とかシャドーバイヤー、あるいは販売店本部の監督者が巡回を、指導をしてそういったものをチェックする、さらにはマークシートに十九歳以上でございますという自己申告の欄を設ける等々のいろいろな措置を講じておるわけでございます。そういつた点についての徹底を図っていききたい、こう思つておる次第でございます。

○林紀子君 その徹底が徹底になっていないというところは私は今申し上げたわけなんです。

実際に十九歳以上だと自己申告する欄があると言ふんですけれども、お店ではほとんど買入人が押しつけてきて、後ろの方から、まだか、いつまで待たせるんだなどという声がかかるわけですね。

ね。だから、しょうがない、実際はこの十九歳以上の自己申告欄も販売員が記入しているということなんです。

附帯決議では「十九歳未満の者に対する購入等の禁止が徹底されるよう販売場所、販売方法等について青少年が入手し難い方策を講じるなど適切な配慮をする」、これは衆議院でも参議院でも附帯決議としてなされているわけですが、これがまたまた大変なもので、十月二十八日の静岡新聞の広告、このto toという黄色い、これが全戸に折り込みで配布されたわけなんです。(資料を示す)ここに何とこのマークシートがついているんです。だから、マークシートつきのこの広告が、全家庭じゃないです、静岡新聞をとっていらつしやる御家庭には全部入っている。マークシートが手に入らないようにするなんというところじゃないわけですね。

しかも、このマークシート、今回のテスト販売だけで三百八十九万枚印刷されたんだそうです。ところが、静岡県の人口というのは三百七十七万人ですから、人口を上回るこの十枚以上印刷をされてはばまかれていて、それから飲食店や美容院などにはだれでもいつでもとれるように積み置きをされている。こんなことは今まで競馬でも宝くじでもなかったわけですね。ですから、子供たちは当然マークシートを持って学校に行くということだつて考えられるわけです。ところが、学校の現場ではどうなっているか。買つてはいけませんという指導が何もなされていないというんです。

私、まさかと思つたんですけれども、学校ではどんな指導を、特にサッカーに非常に関心を持っている中学生や高校生に対して行われているんでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 文部省では、都道府県教育委員会の生徒指導の担当の人あるいは校長など学校関係者等の諸会議におきまして、スポーツ振興くじの目的、意義と同時に、十九歳未満の人に対して購入については禁止になっている

といったことについて説明を行ひまして、制度の趣旨徹底を図っているわけでございますけれども、学校現場では必要に応じ指導しているというふうに考えておる次第でございます。

○林紀子君 必要に応じてなされると言うけれども、私が聞いたところでは学校ではされていないんですね。ですから、校長先生なんかは、また良心を持っていられしやる教育委員会などでは、これは大変なことになるぞと思つていても個人ではなかなか言えない。そもそもこれは文部省がやっているものですから、学校でそんなことを文部省が何も言つてこないのにやつちやつちいいの、かどうかというのでも言えなくなつちやつちいい、そして先生たちもどうしたらいいかと戸惑つていると言ふんですね。

では、きちんと学校でこれは十九歳以下は買えないんですよということを指導するということですね。そのことをきちんと学校現場に徹底するんですね。そのことをもう一度はつきりお答えいただけますかと思ひます。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 十九歳未満ではこれは買えないということにつきましては、その広告、ちよつと小さいと言われるかもしれませんが、そういうことで周知を図っているわけでございますけれども、学校の方で教師の方から見てこれは指導すべきだということとはきちんと指導してくれというふうなことをこれからいろいろな場で言つていききたい、こう思つております。

○林紀子君 わかりました。学校の現場できちんと指導をするというふうな文部省の見解としておつちやつたということですね。

広告で確かによく御存じだと思ふんです。テレビCMなんかではほんの小さく、テレビCM十五秒の最後の一秒間ぐらいに十九歳未満は買えませんという文字がちらつと出てぱつと消える、そういうコマシーシャルは流れているわけですね。それから、売り出しているガソリンスタンドのJOMOというところでは目指せ一億円という大きなビラ

がまかれていふんですけれども、これには一切、もしかしたら小さい字で書いてあるのかと老眼鏡をかけて一生懸命見たんですけれども、全然出ていないんですね。こういうことも行われているわけですから、学校の現場できちんとこれを買えないんだよということをわからせるということをやつてほしいと思ひます。

今、残念ながら、高校生なんかは百円ぐらいのお小遣いをみんなで持ち寄つてどうだこうだということをやつていふというんですね、どのチームが勝つか。だけれども、今回のこのサッカーくじが始まりましたら、のみ行為というのは類似行為ということで大変厳しい罰が下される。のみ行為の中心になった人には、高校生であろうともそれは罰が下されるんじゃないか。非常に厳しい罰のみ行為というのは下されることになっていくわけですから、今非常に少年の犯罪ということが大きな問題になっているときに、まさにこれは文部省が挙げてその犯罪行為を応援するような、そういうものじゃないかということすら感じるわけですね。

大臣のあいさつの中でもスポーツ振興計画を進めるというふうなことにありましたけれども、このサッカーくじの売り上げをスポーツ振興計画の財源に充てるというところに一番大きな無理があると思ふんです。

国の予算といひますのは、スポーツ予算は年間およそ三百三十億円だという御説明をいただきました。サッカーくじで目的としているそのお金といたつのは最大およそ四百五十億円、これをスポーツ振興のために使おうとしていふと。これはちよつと逆転しているんじゃないですか。国の予算三百三十億円、サッカーくじからは四百五十億円。これだけ、最大の四百五十億円というものを本当に上げようと思ひましたら、宣伝を強める、需要を喚起して売り上げを確保する、そういうしなければできないものなんです。

大々的に宣伝して、これはスポーツの振興に役に立つんですよというの、これはそれぞれ主要

な新聞にも全部、十月二十三日に出された広告な
んですけれども、オリンピック選手の手すきな写
真を載せて、これがスポーツ振興に役に立つんで
すよと。そうなたら、子供たちもじゃ買つてみ
ようかということになるんじゃないでしょうか。
静岡の青年は、スポーツ施設はもつとつとた
くさん欲しい。だけれども、国の予算をつけてく
れるんじゃないやなくて僕たちの貧しいお金を取り上げ
ていつて、そうしてそれでつくるなんというの
はやっぱりおかしいんじゃないかということを言っ
ているんですけれども、本当にそうだと思うん

それからまた、このサッカーくじを推進してき
た参議院議員の方ですけれども、サッカーとい
うのが右肩上がりに伸びていつてもええいいんだ
けれども、ひよとするとサッカー発展の材料に
はこのサッカーくじというのはならぬのじゃない
かと思つて大変不安だというふうに写真週刊誌で
おつしやつてゐるんですけれども、かえつてこ
ういことがサッカー離れを起こしてしまふとい
うことだつてあるんじゃないでしょうか。

そういう意味では、スポーツの振興どころか、
本当に子供たちを大変な目に遭わせてサッカーも
見放されてしまふなんという事になつたら大変
だと思ふんですけれども、テスト販売が始まつた
ところであつていろいろな問題、歯止めをかけ
ると言つてゐるのにかかれられない問題というの
が起こつてゐるわけですから、大臣、もう一度この
サッカーくじというのは考え直すといふことでせ
ひ御決断をいただきたいと思ふんです。

○国務大臣(大島理森君) 考え直す、御決断をと
言われましても、御決断はできませんが。

今、先生のさまざま御議論を聞いて、それは
法律に書いてある、十九歳にサッカーくじを売つ
てはいかぬ、こう書いてあるわけですが。我々もそ
こはきちつと徹底して、サッカーくじが健全に日
本国に定着し、そのことが先ほどお話しされた目
的にしつかり生かされるようにしていくために
は、まさにそういうことをきちつと押さえていく

ということが大事なわけでありまして、局長の
先ほどの答弁も少しもじゃもじゃと話していまし
たが、教育の現場にもそういうものを徹底させて
そしてサッカーくじが健全に日本の社会に定着す
るよう努力していくことがむしろ大臣としての
仕事であらう、このように思つております。

○林紀子君 健全に定着といふふうにおつしや
いしましたが、その健全にといふことは絶対にな
いと思ふんですね。愛知で五千万円のおの恐喝事件
といふものもありましたけれども、あれもお金に絡
んで子供たちがいじめをしたわけですね。お金が絡
んでいじめといふのは今非常に多くなつてゐる
わけなんです。

十九歳以下に売らない売らないと言つても、ど
んなに大きな穴があいてゐるかといふのは今御説
明いたしましたけれども、お金に絡んだ子供たち
のいじめ、そういうことがもつとつと起こると
いふ可能性があるわけですから、やはり健全な
いふことは絶対ない。それにはやっぱりサッカー
くじそのものを見直して、きちんとスポーツ予算
は国として責任を持つてつけていただく。それが
大臣がおつしやる本場のスポーツの振興だとい
ふに思ひます。

次に質問をいたしたいのは、先月発表されまし
た教課審の中間まとめ、子供たちの学力評価方法
をこれまでの相対評価から絶対評価を基本にする
といふことが盛り込まれました。子供たち一人一
人がどれくらい伸びたのかといふ発達や到達を評
価するためには、クラスの中でのほかの子供たち
と比べる相対評価、これは不可能なんじゃないか
と思ふわけですね。そういう意味で、今回の絶対評
価への転換といふのは、余りに遅過ぎたといへば
遅過ぎたわけですから、かねてからの教育現
場からの要求、父母の要求にこたえるものとして
当然のものだといふふうにも思ふわけですね。

しかし、ここに問題がありまして、高校の入試
のためには各県の教育委員会の判断で相対評価を
行うことができる、こういう点が残されてゐるわ
けですね。ですから、絶対評価では自分は算数で

四をもらったのに受験のための内申書では三とい
うこともあり得る、こういうことになるわけだと
思ひます。

評価が二重になつて高校受験で相対評価が使わ
れるといふことになりまして、結局、相対評価の
方が本場の評価といふことになつちゃうんじゃない
でしょうか。絶対評価を導入する意味がなくな
つてしまふと思ひますので、この相対評価は並
行して使う、こういうところはやっぱり違ふんだ
といふことをはっきりさせていただきたいと思ひ
ますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(御手洗康君) 御指摘ございました
ように、教育課程審議会におきましては、これか
らの子供たちの学習の評価のあり方について検討
をいたしてゐるところでございます。その中で、
従来の、評定といふ部分につきまして、小中学校に
おきましては相対評価を基本とした評価を行うこ
ととしておりましたけれども、これを学習指導要
領の目標に照らしてどこまで到達したかといふこ
とで、高等学校と同様に小中高等学校を通じて
評定の部分を目標と、いわゆる絶対評価に改め
るといふことを基本とした中間報告をおまとめい
ただいたところでございます。

しかしながら、評価にはさまざまな方法がある
わけございまして、児童生徒指導要録といふよ
うな最終的な学校の公簿として記録する場面とは
別に、さまざまな指導の場面においてさまざまな
個人内評価あるいは相対評価、こういったことが
使われるといふことは現場の自主的な判断にゆた
ねられてゐるものでございます。

そういう意味では、高等学校の入学選抜に
おきましては、調査書、内申書につきましてこ
の評価をどのようにするかといふことは、それぞ
れの入学試験を行います公立学校でありますとそ
れぞれの設置者あるいは都道府県の教育委員会、
こういったものがどういふ調査書の様式を決める
かといふことはみづから決めるわけございませ
うので、この中間報告におきまして、いわゆる指
導要録と調査書とはそれぞれその目的や役割が異

なるといふことを前提にいたしまして、調査書に
つきましては都道府県の教育委員会がみずからの
責任と判断において入学試験全体の選抜のあり方
の中で適宜決めるのが適当ではないかという考え
方を示してゐるところでございます。

○林紀子君 入試に相対評価を使うといふことよ
りも、絶対評価でこの子はこまでちゃんと到達
をしてゐるんだということがわかつた方が高校に
とつてもいいんじゃないかと思ふので、この二重
に残すといふ意味がどういふことかわかりませ
ん。それぞれの設置者の責任といふことですが、
やっぱり絶対評価の方が有意であるといふことは
文部省の見解といふこともあるんじゃないかとい
ふふうにも思ふわけですね。

さらに重大なのは、学力をどう見るかといふ点
で、新学力観に基づく観点別評価が依然としてこ
の教課審の中で言われてゐるわけなんです。そ
もそも関心や意欲、態度などを評価できるのか、
人格を評価できるのかといふ問題になるわけだ
けれども、このことが学校生活をどれほど息苦
しいものにしてゐるのか。

私は、通常国会の五月十六日のこの委員会
のことについても質問いたしました。すべての教
科、生活態度など、学校生活全体が評価され、授
業中の挙手や発言の回数までチェックされるこ
から、わからなくても何でもまず手を挙げたらそ
れは態度がいいといふことで点数が上がるんだ、
やりたくない委員でも喜々としてやらなくちゃ
いけないとか、すべて受験の内申書を少しでもよ
くするためにいふことで、先生からよく思われ
るために振舞ふといふことになつて、人格の競争、
いい子競争になつてしまふわけですね。そのこと
は、本当に子供たちは全人格をいづつでも見張ら
れてゐるといふことになつて、大変なストレスに
なるわけですね。

教課審でも評価の客観性や難しさといふことは
問題になつておりますけれども、本当に子供たち
のストレスを解消する、そういう意味でもこの観
点別評価、このところを根本から見直す、そう

いうところに教課審は立っていただきたいというふうに思うんですけども、文部省としてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(御手洗康君) 観点別学習状況につきましては、昭和五十五年の児童生徒の指導要録において導入をされたものでございます。先ほど申し上げました各教科の評定の部分が、総合的な観点から各教科の到達度というものを簡潔でわかりやすく、例えば五、四、三、二、一というような五段階、あるいは小学校では三段階ということと評価し、低学年ではそういう評価はいたしていいということになつていくわけでございますけれども、この観点別評価は、その前の段階といたしまして、それぞれの教科ごとに態度・関心、あるいは思考・判断・技能・表現、知識・理解と、主としてこういう四つの観点から子供たちの各教科の学習の到達度を分析的に評価する手段ということで、これも到達度評価ということでしたしているわけでございます。

私どもは、この両々相まって総合的な評価と分析的評価を加えることによりまして、児童生徒指導要録の段階で、より子供たちの学習の到達度がきめ細かくわかりやすい情報として記録されるものと考えているわけでございます。

○林紀子君 幅広くというようにことをおっしゃいましたけれども、これもNHKテレビで放映をしておりました。子供たちの声が集められていたわけですけども、本当に悲鳴としか言いようのない言葉が子供たちの間から次々と上がっているわけですね。内申書の方が先生との関係より大切だから先生の前で本当の自分を出すことはない、仮面をかぶっている方がありました。また、先生の方は、意欲のなさそうな子に内申はどうなつてもいいんだなとちがつさせる、それから先生が授業中に寝ていた子に「でもいいんだね」と言つたと。テレビの子供たちの討論番組でこういう不満が噴き出しているわけです。

中学生のときにそういう観点別評価を受けて高

校生になつた子供もそこで発言をしております。その子は、人格の面で競争をしてもすぐ時間がたてば化けの皮がはがれる、全く中学のときは自分は何をしていたんだろう、本当に振り返つて意味がないなということも思つたというのを言っているんですけども、まさに子供たちのこれが実感なんだというふうに思うわけですね。ですから、人格を評価するなということではできないんだ。

これはマニュアル本で、この観点別評価が始まつたときから子供たちの大ベストセラーになつていくということですね。(資料を示す)

「高校入試」新・調査書対策「内申UP方程式」というんですけれども、これには、元氣よく手を挙げるのが評価されるんだとか、それから提出物は未完成でも期日にお出しなさいとか、それだけで点がアップするんだとか、生徒会が自分やりにくなくても立候補したらそれで点数が上がるんだとか、そして塾なんかでも、体育が苦手であつても、じゃ体育が苦手だつたらあなたは係になりなさいとか、それからいつでもきびきびと動くことだけはやりなさいとか、それから授業中はその態度を見られるということ、わかつてもわからなくても先生の方をじつと見て、目を見てうんとうんと、そうしたらそれで点が上がるんだと。こういうわかつていふふり、関心のあるふり、そういうふりをさせるようなのがまさにこの観点別評価なんじゃないかと思うんですね。

そうしましたら、これで本当に子供たちの生きる力なんかがついていふふり、高校生が言っているように、後になって振り返つたらばかみたいなのをしていたということになつて、覚えることというのは、先生の顔色をうかがう、先生の前ではいい子のふりをする、そういうことだけを身につけるとしたら、生きる力のマイナスの生きる力をたつぷりそこで教えているということになるんじゃないですか。

この観点別評価というのは、本当に教課審で評価の問題について議論をするということは初めて

だということなので私は大変期待しておりますし、五月十六日のときに政務次官は、先生が能面で子供が仮面をかぶつていふふりな状態が本当だとすればゆゆしい問題だ、専門家の皆さん方の議論も十分に踏まえてこの教課審で今後の大きな一つの課題にしていきたいというふうにおっしゃつていただけたらいいですね。

今、中間報告ですから、そのことに對しても一度教課審でもきちんと議論をして、本当に子供たちのためになるように、そういうことを考えていただきたいということをお願いしたいと思ひますが、大臣、もう時間がありませんので一言、聞いていただくとして、御意見をいただけますでしょうか。

○国務大臣(大島理森君) 今、先生がお話しされた観点別評価、それによつて子供たちが先生の顔を見て行動していると。もしそういうことだけ、そういう側面が事実としてばつと広がつて、そういうふうなものがあつて、そういうことが大きな影響を与えているとすれば、それは一つの考え方として問題があるなという感想は持ちました。しかし、問題は子供たちに対する意欲ややる気、あるいはどういふ関心のあらわれ方、あるいはそういうものをやはり客観的に先生としてよく見て、さらにそれを指導していくという、そういうための評価でも私はあるんだらうと思ひます。

いづれにしても、評価方法が十分研究されていふふり、という面もございまして、観点別評価のあり方についてこれからさまざまな議論をいたしたいと思つておりますが、すべてこれは意味がないとは思ひません。そういうふうなさまざまな議論を踏まえながら、評価のあるべき姿にもう少しいろいろな客観性を持たせるにはどうしたらいいかという、そういう議論を高めながら結論を出してまいりたい、こう思つております。

○林紀子君 これは評価の方法の問題じゃなくて、やっぱり子供たちの人格を評価するということの問題なんだと思うんですね。ですから、そういう意味では現場の先生の声、先ほども指導要

録の問題で苦勞なさつていふお話をありましたが、その指導要録をつける先生の苦勞の声、それからまた子供たちが本当にどう考えているのか、そのことも十分反映して議論をしていただきたいというふうに思ひます。

最後に一点お聞きしたいんですけども、失業や災害などによつて家計が急変した世帯の高校生、学生を対象に無利子で育英奨学金を貸与する制度が昨年度から創設されたと思ひますけれども、今年度は既に予算枠いっぱい、原資が底をつくとあるというところも報道されております。今年度予算では緊急採用枠というのは一万人あつたはずなんですけれども、六千人足らずで既にもう足らなくなつていふことなんです。

今、大変に災害も続いておりますし、また不況というのはこれまた大変な状況なので、ぜひ実際に即した、来年度予算はもう少しありますけれども、その前に補正予算、ぜひこれでこれをきちんと組んでいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(大島理森君) その御質問に答える前に一点だけ。

人格を評価するということはやつていないといふことだけは申し上げておきます。人格は評価できるものじゃないと思ひます。

それから、今の件でございますが、そういう実態がありますので、補正予算に要求をしながら対応するように努力してまいりたいと、こう思つております。

○委員長(市川一朗君) では、時間ですので。

○林紀子君 それでは、補正予算、ぜひよろしくお願ひします。

○日下部禮代子君 社会民主党の日下部禮代子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

一昨日、十月三十一日でございますが、大臣からごあいさつをいただきました。きょうは、文部省のインターネットのホームページにお出しになつていらつしやいます大臣の「よりよい教育を

○国務大臣(大島理森君) ホームページ、ネットを見ていただいてあげがとうございました。しよつちゅう出せばいいのでありますが、やっぱり今、大臣としての立場でございますから、ある程度役所の中でも自分の意見を言つて議論して、

一方、私自身思っておりますことは、個人主義というのはいささか自他ともに同じようなレベルで考えるということが前提でなきゃいかぬ。そして、我々はよく民主主義ということを言うのでございませう。市民ということを言うのですが、戦後社会というものがどうあつて、どのようにコミットして、どう責任を持つかということ、自分自身の、戦後生まれの一人としての教育の中でそういふ面が少なかつたのではないか。あるいは、いろいろな意見を聞いたり、いろいろな事件を分析したりするときに、やはり社会の中にみずからが参加して、そして全体社会がみずからの責任で動いていふんだと、だから自分と社会は違ふのだといふのとらえ方ではいけないんじゃないだろうか。それは、公という、パブリックというものをやっぱりきちつとこれからもう一度お互いに考えていく必きよ要があるんじゃないかという意味でここに書いた

になつてしまふ。私とあなたとは人間として同じ、しかし国籍も違うかもわからない、人種も違うかもわからない、そういう違いを認めた上で、文化の違い、伝統の違い、それを認めた上で人間として共通なのよと、だからあなたを認めますと。あなたは大切なものよと、違いを認めることから私はスタートするということだと思います。

○国務大臣(大島理森君) 日下部先生の今言われていることで違いを理解するということは全く何

ら異論はございませんし、むしろ多様性を認め合うということとはとても、自由という言葉はそもそもそういうことだと私は思っております。

実は、ここに書きましたのは、個人という存在がもちろん他人とあるということと同時に、全体の中にあるということもやっぱり知った上で個人というものを考えていくということも大事なんじゃないだろうか。シチズンという言葉がまさにそういうことであらうと思うんです。

エデュケーション、エデュースというのは引き出すということも勉強させていただきましたが、そういうそれぞれの個性を引き出していくと。これは新学習指導要領でまさに大事にしたいところでございますが、我々が戦後、個人主義ということとを言う、自由主義ということとを言う、自由ということとを言ったときに、何々からの自由、からの自由ということ、何か社会と個人は客観的にお互いに客観視するものだという認識を我々はひよつとしたら持っていたんじゃないだろうか。個人がそこに存在するというのは、そこにコミュニティであり、家庭であり地域であり、町であり村であり、市であり国家であり、そういう中と一体にあるものだということをやっぱり我々は意識した上で社会形成をしていくという心構えが私はこれから大事なんじゃないだろうかという意味を込めてここに書いたつもりでございます。

確かに、先生がおっしゃるように、個人主義を私は否定しているものでありません。個人主義ということとはとても、本来、先生のようにきちんととらえてそういうふうなことを言ってくださればいいんですが、違った意味でとらわれて個人主義が利己主義というふうになりかけている部分があったのではないかと。それを私は個人主義の行き過ぎと書いたことの表現が今いろいろ御指摘をいただいたので、改めて自分の頭で整理して、いつかまたきつと申し上げたいと思いますが、ここで申し上げたかったのは、どんな個人もやはり他と違うことを認め合うということは当然でございますが、そこにいる全体の中の個というものが

あるんだよということの中の関係をやっぱり考えながら生きていくということもしなきゃならぬんじゃないのかという思いでここに書いたところでございます。

いろいろな御指摘については、また勉強して答えをさせていただこうかと思っております。

○日下部權代子君 この論議をいたしますと、私の持ち時間三十分があつたという間になくなってしまいがちでございますが、一点だけ、今のお言葉でございますが、大臣は個人主義というふうにおっしゃっておりますが、大臣は個人主義とお書きになっていないんです。「個人の尊重」とお書きになっていないんです。個人の尊重と個人主義とは違います。全く違います。その点は、もう私の申し上げることをおわかりだと思えます。

個人主義というのは利己主義ということにつながりかねない、解釈されかねない意味を持っておりますけれども、個人の尊重というのはそういう意味はございません。大臣は個人の尊重とおっしゃっております。個人主義とおっしゃってないです、ここで。御自分がお書きになったことだと思えますので、よく考えてください。

○国務大臣(大島理森君) 大変この議論をしますとあれですが、確かに私、個人主義と書いていません。自分で書いたのをここに今持ってきております。「個人の尊重の行き過ぎで「公」の軽視という傾向が現れたこと」と、こう書いてありますのは、個人の尊重というものを否定しているのではなくて、個人というものの存在が社会全体とやっぱり一体であるという、そういうことの上で個人の尊重というものがきちつとなきやいかぬのじゃないのかなという思いを込めて書いてあるというところを申し上げているわけで、先生から御指摘いただいたさまたまなところは、また自分も整理して、いつかお手紙でも書いてお答えをしたいと思っております。

○日下部權代子君 こういう論争をするとな非常に楽しいディベートができるので本当にうれしいのでございますが、やはり別の質問も用意してござ

いますので、また次の機会に大臣、御一緒させていただきたいと存じます。失礼をお許しくださいませように。

ところで、その中で教員の問題にお触れになっていらっしゃるんですが、「専門性に裏打ちされた教えるプロとしての教師」というお言葉を使っているんですが、どのようなイメージ、理想の教師像として、大臣、お考えでいらっしゃるんですか。

○国務大臣(大島理森君) 私は、人間が人間を教えるというのはとても崇高な仕事だと思っております。そのときにどんなに、例えば私が先生をやっている子供たちに向かったときに、いろんな知識を僕が教えようと思つて発している、子供たちにはその言葉が心の中に入っていないと身につかないものだと思っております。

ですから、技術や知識をもちろんきちつと踏まえると同時に、先ほど先生がお話しされたように、子供たちのそれぞれの顔やそれぞれの性格を見ながら、どういうふうに分かる知識や言葉や生き方というものが子供たちに身につくか。ある意味では子供たちと時には視線を同じくしながら、あるときには厳しくしながら、先ほど人格論がありましたが、子供たちの人格あるいは子供たちも人間だということをわかっていける、そしてしかと子供たちに向かつていけるような先生を私はプロというふうに考えております。

○日下部權代子君 もう少しその問題について質問させていただきたいので、通告してあるのを少し飛ばします。

それでは、そのいわゆる教えるプロを養成する目的を持って教員養成大学あるいは学部というものが存在しているというふうにいるわけでございますが、文部省の資料を拝見いたしますと、平成十一年三月の卒業生、これは国立の教員養成系大学及び学部の卒業生でございますが、約一万六千人、一万五千八百人でございますが、教員に採用された者が三二％ということですね。正規に採用された者はわずか一四％ということでございます。

これは、過去を振り返ってみますと、教員の就職率というのは教員養成系大学、学部の卒業生だった方が昭和五十四年に七八％でございました。それが年々と減少いたしまして三二％という数字になっている。これは文部省の数字から拝借したものでございますが、このような傾向というのをどのように分析なさっているんでしょうか。

○国務大臣(大島理森君) まず第一点は、客観的な数字があるのでございましょう。つまり、子供さんが少なくなっているということが一つあると思います。そういう中であつて教員の募集が年々少なくなっている、そういうことがまず大きな原因だと思えます。

第二点として、教員になることの喜びあるいは希望、こういうものが今の学生の気持ちの中にどう変化しているのか。ここには客観的な数字はございませんけれども、そういう大きな経済社会の変化というものの影響しているのかなと、このようにも思います。

それと関連するんですが、今、子供たちのいろんな問題が事件として報道されたりすると、今の教育は難しいな、今の先生になることは大変だなという思いがひよつとしたら学生の中にあるのかもしれない。まだそこまで、なぜあなたは先生にならなかったのかという調査をしたデータがございませんけれども、私が考える要件としてはそういうものが挙げられるんじゃないだろうか、こんな感じがいたします。

○日下部權代子君 私が今申し上げました数字というのは、説明が足りなかったかも知れませんが、一般大学の卒業生の方の割合の方が教員に採用されていく、なっていくのが多いということを申し上げたかったのです。

もう少しはつきりと文部省の資料で申し上げますと、教育委員会の教員採用者に占める教員養成学部卒業生の割合というのが次第に下がって、減つていっているということ、全体として四二％であるということですね。そうすると、私な

んかも一般の、教員養成の大学ではございませんが、教員の免許状を持っております。そういうふうな教育学専門ではない人たちが教員になつていく割合が多いということなんです。そのことをどうお思いですかということをお尋ねしたつもりだったのですが。

○国務大臣(大島理森君) 簡単に言うと、教育部で専門的に学んだ人、それから他の学部で教員の課程をとつてやつた人のシエアというものをどう思うかというお話だと思いますが、それぞれの学校種によつてそのシエアの違ひがございます。これはもう先生、データでいろいろあると思いますが、もう少し教育学部がある意味では新しい時代に向けて魅力あるものにしていくという努力が必要かなと。先生の御質問を伺いながら、また今教育学部あるいはそういうもののあり方というものを我々議論しているときに、教育学部というもの、そのあり方についても少し幅広く、あるいはもつと、先ほど先生がお話されたプロト、こういった言葉をとりえて言つておられますが、本当に魅力的な教育学部づくりにそういう数字を踏まえながら努力していかなければならないところがあるのではないかな、それが所感として今申し上げたいことでございます。

○日下部權代子君 ことしの八月からでございますが、文部省の中で国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会、これは八月二十八日に開催されております。これは平成十二年七月十九日から十三年三月三十一日まで懇談会を開催なさるとのことでございますが、その中で御議論をいただいているのは、例えばその一つに国立大学の独立行政法人化ということも含めての御議論かなと思つてございますが、やはり初めに独立行政法人化ありきということではなくて、これまでの教員養成系大学、学部というものに存在価値あるのはこれまでの役割、日本の教育に貢献した、そういうことをきちんと前提にした上での御検討のための懇談会というふうな受けとめてよろしいのでしょうか。

○国務大臣(大島理森君) 先ほど来先生が数々の数字や問題点を提起されました。ある意味じや、その問題意識は同じ認識をしているわけでございます。その一番の根底は、少子化という状況の中で、やはり学校の先生方の、これはどういふふうな角度から見ても需要が少なくなつていかざるを得ない部分がございます。

そういう中で教育学部は、まさに日本の明治以来あるいは戦後、大学をつくる中で特に教育学部というものを相当つくつてまいりました。そして、新しい時代になつたときに教育学部がどうあるべきか、教育学という専門にそういうものを学ぶ姿がどうあるべきか。独法化ということがあつて、それに基づいて教育学部がどうあるべきかということよりは、そういう意味での、学校の教員の先生を専門的に養成していくという観点から、一体どういふふうにやつたらいいだろうかという視点で、この懇談会とか、この議論をしていくということにしたわけでございます。ですから、国立の教員養成大学、学部の役割や組織、体制のあり方などにつきまして幅広く議論してまいりたい、このように思つております。

○日下部權代子君 現に平成十年から十二年まで教員養成課程の入学定員というのが三分の一に削減されております。これは子供の少子化ということの現象もございまして、やはりそういう傾向だけではなく、今、大臣のおっしゃいました、そのような目的のためにこの懇談会、結果をお待ちする次第でございます。

次に、話題が全く変わったことに入ります。十月二十九日にパラオリンピックが閉会いたしました。これは百二十カ国以上でございました。うか、過去最高の参加国あるいは地域というふうな承つております。また、日本の選手、これも女性の選手の活躍、もちろん男性もなさいましたけれども、大変な活躍、私ども大きな感動、そして大きな勇気を与えられたわけでございますが、このパラオリンピックは所管官庁というのは厚生省

なんです。そしてまた、これは昨日でございますが、ワールドカップが二〇〇二年に行われますが、その前に十六カ国を集めて障害者のサッカーのワールドカップをやるとのこと、これも厚生省が決定したそうでございます。

私、政務次官をさせていただいておりますときに、ちょうどこのワールドカップのことを一生懸命に私ながら努力させていただいたのでございすが、その発祥ということから考えれば、パラオリンピック、厚生省管轄ということ、最初のころはそうだったかも知れないなと思つてございします。しかしながら、これだけの参加国がふえましたし、そして記録ということも考えますと、もう非常に障害者スポーツの浸透というのは世界の隅々までも行き渡つていける。そして、記録なんかも非常にその差がなくなつていって頑張りつらつとやるということも考えますと、スポーツというのを厚生省と文部省に分けて、障害者のスポーツは文部省だということに分けるといふのは、もうだんだんとそういう時代ではなくなくなつてきたのかなという感じが今度のシドニーのオリンピック、そしてシドニーのパラオリンピックを見ていて感じたわけでございます。

現実には、シドニーの今回のオリンピック、パラオリンピックにおきましても、パラオリンピックの組織委員会のSPOCと、それからオリンピックの方のSOCOGというのがボランティアとか会場管理とか医療、宿泊、そういったものは一緒に運営をしたそうでございます。そして、「シドニーは五輪、パラリンピックの区別がない六十日間の大会」という、そういうスローガンを掲げていたというふう聞いております。そうなりますと、文部省を英語で言いますと、健康者のスポーツとは言つていいですね。ミニストリー・オブ・エデュケーション・カルチャー・サイエンス・アンド・スポーツとあつて、スポーツということをはけてなくて考えられているのでありますけれども、これからそういう

ふうな二つに分けていくのではなくて、やはり完全統一といひましようか、そういう統合の方向に向けて世界は動き始めております。

そういう点におきまして、文部省と厚生省の連携といひましようか、そういうものが積極的にもう進められてもいいのではないかなというふうな思いですが、その点に關しましてどのような動きを文部省としてはなさつていらつしやいまいしうか。

○国務大臣(大島理森君) 大変重要な御指摘でございます。

この間のパラリンピックの競技大会を拝見しましても、ある意味ではもう何か大変すごい高度なゲーム競技になつてきたなという感じがいたしました。そういう意味で、今、先生御指摘のように、障害者スポーツの推進という観点から、もつともつとこれは重要な政策課題であるという認識と理解を一層いただかなければならない。そういうふうな意味で、日本障害者スポーツ協会が日本の体育協会に六月に参加をされた。この団体間の連携が非常に強固になる。これは一つ画期的なことだ、一歩進んだことなかな、我々としても、そういうふうなことを踏まえつつ、厚生省とまずより密接な連携関係をとつていくということが必要であらうと思ひます。

ですから、スポーツを通じて障害者の皆さんにいろんなノーマライゼーションの世界に入つていってやつてもらふというのがいれば厚生省の基本的な考え方でしょうが、私ども、そういうこともしながら、障害者自身のスポーツ振興という視点からということ、結論、いざいかにしろお互いの団体間の協議がそういう形で強く密接になつてまいります。我々も、まず厚生省とよく一層連携をとるということが一番大事だと思ひますし、そういう意味での努力をしていくことが肝要だと思つております。

○日下部權代子君 科技厅の方にも御質問ございましたが、申しわけございません。時間なので、

これで終わります。

○田名部匡省君 バラリンピックの話がありましたからスポーツから入らせていただきますけれども、私も前からこれはおかしいと。

〔委員長退席、理事岩瀬良三君着席〕

私は、アイスレジャホッケーという車いすであるアイスホッケー、それからスピードスケートの会長をやっておるんです、今、いつも厚生省と文部省とぎくしゃくしまして、しかし使う場所は全部スポーツ施設ですよ。役員はというと文部省にいないんですよ、アイスホッケーわかっていないんですよ。そうすると、アイスホッケー連盟にお願いして審判でも役員がみんな手伝うということからいくと、やっぱりスポーツなんですから、ここをきちっとするべきだということを私も前から言ってきたんですけれども、縄張り争いがもう激しくて、結果、選手に迷惑がかかっていると、こういうことだろうと思うんですね。

この辺でやっぱりすみ分けをきちっとして、厚生省がやってもらう部分は、ここはひとつ手伝ってくださるということにしないと、やらされる体協のメンバーは、全部体協ですから、その辺のところを考えてやっぱりきちっと整理した方がいいと、こう思います。まとめて言います。

それから、この間マソンの高橋さんが表彰を受けたんですけれども、私は基準というものがなければ、最初に優勝したからやるんだと。じゃ、二番目はだめなんだとか、基準というものがなきやいかぬですよ。仮に、今体協でもいろんな意見がありまして、次の大会で入賞できなかったらどうなんだと、その先もだんだんだめになったらどうするんだと、いろいろ心配する人もいます。

ですから、ああいうものは総合的に、オリンピックも優勝した、世界選手権も優勝した、やめてコーチとして素晴らしい成績を上げたというんで国民栄誉賞というのならばすきとするとすんですけれども、受ける方の体育協会から見ると余りおもしろい話でないですね。最初だから、後だからだめ

だという差別をされることも嫌だし、やるのであれば基準に応じて、はい、こういうのでやりましょうという明確なもの、漠然とした基準はありません。そういうことで、私は本当にもっともつと、文部省がどういうかわかりましたか知らぬけれども、もうちょっと議論しておいてよかったです。

私は青森県の体協の会長ももう二十何年ありますが、スポーツ振興審議会の会長ももう二十何年ありますが、基準をちゃんとつくっているんですよ。オリンピック出てこうやったらこう、あるいは東北大会で優勝したらこう、国体で優勝した者はこう、全部決めてあって、それに全部はめてやっているわけですから、一向に文句が出てこない。そういうことをしてはしなかったなと。表彰することはあり方という話ですよ、励みにもなるし。しかし、やり方として、これでもいいのかという気持ちがありましたので、大臣の率直な考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○国務大臣（大島理森君） 参考まででございますが、国民栄誉賞は、広く各界各層の国民に敬愛される人柄を持ち、かつ広く国民に親しみのある分野で前人未達の業績を上げ、社会に明るい希望を与えた者に対して云々、こういうふうな規定に基づいて行われる表彰でございます。

今、田名部委員から、御自身のまさに体協の会長として青森県の体育振興に御努力されてこられたことは一番私承知しておりますが、そういう御経験から、基準をしっかりと、そしてみんなを祝福されるようにすべきではないかという御意見をいただきました。一つの御意見として、なるほどそういうふうな体育、スポーツ、記録がきちっと残るようなもの、そういうふうなものの標準としてはなるほどそういうふうなものも考え方としてあるのかなと。

〔理事岩瀬良三君退席、委員長着席〕

この表彰規定にもございますように、多分そういうふうな意味で総合的に判断したわけでございますが、前人未達の業績を上げというふうな内容がございまして、そういう意味ではオリンピック

陸上競技で女子選手で初めての優勝という前人未達の偉業をなし遂げられたし、女子マラソンにおいて新記録を樹立された、そういう意味で高橋さんに国民栄誉賞を授与した。私は、これは素直に喜んでいただいていると思うし、国民の皆さんもそういう思いであらうと思っております。そういうふうな形で贈られたもの、このように何って、また理解しております。

○田名部匡省君 やったことが悪いとかいいとかという話ではなくて、やっぱりルールに基づいてきちっとやるということにしておかないと、将来いろんな起きたときに問題になりますよという心配をして申し上げているんです。

それから、私は前からもう日本のスポーツ、大臣はスポーツの振興はこれから重要な問題だと、こういう話で大変心強く思っているんですけれども、私は中体連、高体連というものにいつまでも依存する日本のスポーツをやっておつてはだめですよと、それから企業スポーツに依存し過ぎてもだめですよと。やっぱりカナダ、アメリカ、私はアイスホッケーが専門ですから、向こうの国を見ていると日本みたいなことをやらないんです。高等学校でやる部活というのはありますけれども、お遊びなんです。本当にプロになろう、オリンピックに行こうというのは、その市のクラブチームに入っ一流の指導者から教わるんです。そうして、年齢が二歳刻みで、ちょうど日本だと一年生二年、三年四年、五年六年、中学校一年二年、三年とその上というふうに、十七、十八がジュニアといって、ここからプロに入ってくるんです。ですから、都市との交流の試合が多いところ、日本はまだまだ中体連の大会、高体連の大会とやっています。学校は少子化で子供はどんどん減ってくる。青森県でも闘魂旗というのを争っていますよね、高校総体で、学校の生徒が少なくなると全部の部活はできないんですよ。そうすると、大きな学校の強いところにみんな選手は集中しちゃう。例えば、バスケットは能代工業に行くと。なぜかという、うまい選手は下手な

のと一緒にやっていると毎回一回戦負けなんです。そうすると、大会が五つあったって五試合しかやれない。強ければ決勝まで行って優勝する。やがては大学へ行ってスポーツで身を立ってプロになろうなんという人たちは弱いところに行かなくなっちゃうから、最近ではみんなその県に二、三校強いところがどんどんできていくと、こういう形になってきているんですね。

さっきから心理学の話もありましたけれども、私が全日本の監督を五年やったときに、カナダの神父さんが向こうの監督で、オールカナダの、私に心理学を勉強しなさいと言われた。アイスホッケーに心理学が何の関係があるのかと思つて、しかし向こうは世界一の監督ですから、そばで指導するのを見ておつたら、本当にこれは心理学が大事なんだと。怒り方から褒め方から全然違うんですよ。それまでは、我々は何かやると、このばかりやろう何やっていると、ただ怒っておつた。ところが、注意するときに呼んで、おれはおまえを好きだ、おまえのことがよかったと褒めるんですよ。それで悪いところをきちっと言うんです。だから選手は気分が悪くない。褒めるというのをやらぬ監督は、これは学校の先生と置きかえてみてください、怒つてばかりいる先生は子供に嫌われるし、褒めてばかりいるだめだし、褒めたり怒ったりしてやっぱりつく。

私は、小学校三年のときに、町内の子供が雪でげたを履いていったんだ、足駄というやつだ。下に雪があつて、同級生が鼻緒を切っちゃった。それで、しょうがないから、歩かせられないから、私は今度はおぶつて学校まで、あの雪の中をこんなになつて。朝礼で校長先生に呼ばれて褒められた。たつた一回小学校のときに褒められたのを、いまだにこれを覚えてますよ。それほど褒められるというものは子供には本当にインパクトが強いんだと、こういう思いがしている。ですから、スポーツ振興も、こつちから言い放して申しわけないんですけども、本当にそう

いう体制をつくる。でないと、学校の先生にサッカーも野球も卓球もあれもこれもといったって、専門家はいいんですから。たまにいても、その先生がどこかへ移ると、その学校は弱くなってあつちが強くなるでしょう。だから、指導者、学校の先生というのが生徒に与える影響、家庭の親と、これが一番大事なんです。

私は前にも中曽根文部大臣にもここで、やっぱり成績を上げた先生は、給与、報酬でも何でも競争させないと、そうしなかったらいい先生は集まってきたまよという話をしたんですけれども、スポーツと教育とを考えると私は全く同じだなど、こう思っているんです。今指導者によく言うのは、いいときは褒めろよと言って遠征に出てやるんですけれども、いずれにしても学校の先生についても私は同じことが言えると思う。そういう能力を持った人。

授業というのは、さつきおもしろくないと勉強したくないと。落語を聞いて居眠りする人はいないんですよ。ところが、授業を聞いていると寝ちゃうと、わからないと行きたくないということになるんで、やっぱり楽しませることから始まって、だんだん、私はアイスホッケーで今でも言うのは、よく見て考えるように育てると。今の国民は何でも国にやつてもらうから考えることがない。よく見て考える選手は一流になるよと言って教えるんです。教えるべきは絶対だめなんです。

だから、私はそういう観点から、学校の授業というのはどういう授業にしなければならぬか、どういうことで今荒れてあんな問題が起きているかと、この根本のところをさちつとやって、そうしてこの教育改革でも審議会でいろいろやってもらえることでも、私はそこが欠けている人ではないかなと。何か伝わってこないんですよ。あれもやるこれもやるといういろいろ書いておられるけれども、何を書いて、そしてどういうふうにするのかという基本的なところをさちつとやらないと。基本ですよ、スポーツでも何でも基本がしっかりしていないと、何か問題が起きますとそのときに場当たり的にやつたり目先のことがばかり、何かが起き

たりと何かつくとつてやろうやろうと、そういうことばかりでなくて、さつき言った少子高齢化の時代、一体日本がどうなるのかというものも考えながら国民全体の議論にしてやらないと、こんなものは。だから、私は前にも言ったんです、教育委員会が各県にあるんだから、学校でも何でも親を集めてみんなで議論してみなさいと。審議会ばかりつてだめだと言ったことがありますが。後で議事録を一遍大臣に見てもらってくださいね。今言うようなことを、こんなことをずっと言ってきたんですから。

中における、コミュニティの中におけるスポーツクラブの養成あるいは育てることが日本のスポーツ界にとってこれから最も重要な一面である、このように認識をしておるところでございます。

今までのを聞いてどう考えておられるか、お伺いしたい。

それから、教育という面で体育の、スポーツの指導という御経験から、やっぱり人間の存在を認めて、そしてしかるということと同時にその存在を認めて褒めてやることは大事だよという御指摘、また御助言でございました。非常に私はすばらしい御助言だと思いますし、私もそのように思っております。

そこで、まずスポーツのことにしまして、企業やそこだけに頼るといふのはもう限界に来ていふという御指摘は全く同感でございます。ただ、学校の中におけるスポーツの存在というのは、すばらしい選手をどんどん伸ばしていつて世界に通用する選手を出していくという、そういう一面もあるかもしれないが、学校の子供たちにスポーツの楽しさやスポーツの有意義、あるいは体を鍛える、そういう教育という一面というものをしっかりと押さえながら、学校教育の中におけるスポーツというものの位置づけなさいかぬでしょう。したがって、学校の中における運動部活動といふのは、そういう視点でさちつと位置づけていかなきゃならぬでしょう。

いずれにしても、教育の面だけではなくて、人間が生きているという意味で、人類が生み出したルールに基づいて体を動かす、競い合い、そしてそういう中で汗を流す、スポーツというのはすばらしいものであるということをおっしゃるし、受けとめて、その振興を図っていかねばならぬと思います。

一方、今、先生がお話しされましたように、コミュニティがクラブをつくっていくと。まさに今度の体育振興基本計画の中にそのことを明確に位置づけながら、先ほど御議論がございましたサッカーくじという、その収益をそこにしっかりと財政的に、あるいはまたいずればそういうものと同時に本予算の中でも財政的に支えて、地域の

ですから、好不況によつて会社はすぐやめますから、これを当てにしてオリンピック選手を預かっておつて、マラソンとか陸上とかという個人競技は一人、二人ですから持てるんですよ。私は

かつてボウリングを税金取つて選手の強化するの、かというんであれ減免措置やっただけです。ゴルフも今度国体種目になった。アイスホッケーだって、あれは民間のリンクは鳥取でもどこでも一つしかないのがやめたというんですから、成り立たぬから。そうすると国体でなくなっちゃう。いろんなことがあるので、選手を強化するためのものは、ただ見ているんでなくて、何とか維持してスポーツ活動ができるようなことを所管の文部省でやっぱりちゃんと考えてやらないと、私がいったときはそうやって減免措置やっただけです。だから、ボウリング連盟が借りると税金を納めないで練習できるといふことにしたんです。そういうこともぜひやっていただきたい、こう思います。

二十三分で終わりのようですから、何かかわつたようなわからないような話をしましたが、いずれにしても教育の中でスポーツをやってきた悪たちがボクシングでも何でも立派に世界チャンピオンになつて、悪い道に進んでいかなかったというのがたくさんあるんですよということをわかつて学校教育の中で生かしてやってほしい、こう思います。

終わります。

○委員長(市川一朗君) 本日の調査はこの程度といたします。

○委員長(市川一朗君) 著作権等管理事業法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大島文部大臣。

○国務大臣(大島理森君) このたび、政府から提出いたしました著作権等管理事業法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

が高まつてゐるところであります。

この法律案は、このような変化に対応して、著作権者等を保護するとともに、著作物等の利用を円滑にするため、昭和十四年に制定された著作権に関する仲介業務に関する法律を廃止し、著作権等の管理事業について登録制度を実施する等その業務の適正な運営を確保するための措置を講じ、もつて文化の発展に寄与することを目的とするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、この法律の対象となる著作権等管理事業に関する定義を定めることであります。

著作権または著作隣接権の利用の許諾その他の管理を目的とする信託契約または委任契約に基づき著作権等の管理を行う事業を著作権等管理事業とするものであります。

第二は、著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録を受けなければならないこととあります。

第三は、著作権等管理事業者は業務の実施に当たつて管理委託契約約款及び使用料規程を届け出なければならないこととあります。

著作権者等の保護のため、管理委託契約を締結する際には届け出られた管理委託契約約款によることとするとともに、利用の円滑化を図るために、著作物等の使用料を請求する際には届け出られた使用料規程を基準とすることとするものであります。

第四は、著作権等管理事業者に対する業務改善命令等の文化庁長官の監督に関する規定を置くものであります。

第五は、著作権等管理事業者が届け出た使用料規程について、利用者代表との協議及び協議不調の際の文化庁長官の裁定の制度を設けるものであります。

最後に、施行期日についてであります。

この法律は、附則の一部を除き、平成十三年十月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(市川一朗君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

十月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、著作権等管理事業法案

著作権等管理事業法案

著作権等管理事業法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条・第十条)

第三章 業務(第十一条・第十八条)

第四章 監督(第十九条・第二十二條)

第五章 使用料規程に関する協議及び裁定(第二十三条・第二十四条)

第六章 雑則(第二十五条・第二十八條)

第七章 罰則(第二十九条・第三十四條)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、著作権及び著作隣接権を管理する事業を行う者について登録制度を実施し、管理委託契約約款及び使用料規程の届出及び公示を義務付ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「管理委託契約」とは、

次に掲げる契約であつて、受託者による著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(以下「著作物等」という。)の利用の許諾に際して委託者(委託者が当該著作物等に係る次に掲げる契約の受託者であるときは、当該契約の委託者。次項において同じ。)が使用料の額を決定することとされているもの以外のものをいう。

一 委託者が受託者に著作権又は著作隣接権(以下「著作権等」という。)を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約

二 委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約

2 この法律において「著作権等管理事業」とは、管理委託契約(委託者が人的関係、資本関係等において受託者と密接な関係を有する者として文部科学省令で定める者であるものを除く。)に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う行為であつて、業として行うものをいう。

3 この法律において「著作権等管理事業者」とは、次条の登録を受けて著作権等管理事業を行う者をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 名称

二 役員(第六条第一項第一号に規定する人格のない社団にあつては、代表者。同項第五号及び第九条第四号において同じ。)の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 取り扱う著作物等の種類及び著作物等の利

用方法

五 その他文部科学省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六条第一項第三号から第六号までに該当しないことを誓約する書面

二 登記簿の謄本、貸借対照表その他の文部科学省令で定める書類

(登録の実施) 第五条 文化庁長官は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を著作権等管理事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 文化庁長官は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 文化庁長官は、著作権等管理事業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否) 第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人(営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員との間における管理委託契約のみに基づく著作権等管理事業を行うことを目的とするもの(以下「人格のない社団」という。)を含む。以下この項において同じ。)でない者

二 他の著作権等管理事業者が現に用いている名称と同一の名称又は他の著作権等管理事業者と誤認されるおそれがある名称を用いようとする法人

三 第二十一条第一項又は第二項の規定により

登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

四 この法律又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

五 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人又は被保佐人
ロ 破産者で復権を得ないもの

ハ 著作権等管理事業者が第二十一条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその著作権等管理事業者の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ニ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ この法律、著作権法若しくはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条之二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六 著作権等管理事業者を遂行するために必要と認められる文部科学省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

2 文化庁長官は、前項の規定により登録を拒否

したときは、遅滞なく、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（変更の届出）

第七条 著作権等管理事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

2 文化庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を著作権等管理事業者登録簿に登録しなければならない。

（承継）

第八条 著作権等管理事業者がその著作権等管理事業の全部を譲渡し、又は著作権等管理事業者について合併若しくは分割（その著作権等管理事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その著作権等管理事業の全部を譲り受けた法人（人格のない社団を含む。）又は合併後存続する法人（著作権等管理事業者である法人と著作権等管理事業を行っていない法人の合併後存続する著作権等管理事業者である法人を除く。以下この項において同じ。）若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその著作権等管理事業の全部を承継した法人は、当該著作権等管理事業者の地位を承継する。ただし、その著作権等管理事業の全部を譲り受けた法人（人格のない社団を含む。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその著作権等管理事業の全部を承継した法人が第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により著作権等管理事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（廃業の届出等）

第九条 著作権等管理事業者が次の各号のいずれ

かに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき 消滅した法人を代表する役員であった者

二 破産したとき 破産管財人

三 合併及び破産以外の理由により解散（人格のない社団にあつては、解散に相当する行為）をしたとき 清算人（人格のない社団にあつては、代表者であつた者）

四 著作権等管理事業を廃止したとき 著作権等管理事業者であつた法人（人格のない社団を含む。）を代表する役員

（登録の抹消）

第十条 文化庁長官は、前条の規定による届出があつたとき又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該著作権等管理事業者の登録を抹消しなければならない。

第三章 業務

（管理委託契約約款）

第十一条 著作権等管理事業者は、次に掲げる事項を記載した管理委託契約約款を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない。

一 管理委託契約の種類（第二条第一項第二号の委任契約であるときは、取次ぎ又は代理の別を含む。）

二 契約期間

三 收受した著作物等の使用料の分配の方法

四 著作権等管理事業者の報酬

五 その他文部科学省令で定める事項

2 著作権等管理事業者は、前項後段の規定による変更の届出をしたときは、遅滞なく、委託者に対し、その届出に係る管理委託契約約款の内容を通知しなければならない。

3 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした管理委託契約約款によらなければ、管理委託契約を締結してはならない。

（管理委託契約約款の内容の説明）
第十二条 著作権等管理事業者は、管理委託契約を締結しようとするときは、著作権等の管理を委託しようとする者に対し、管理委託契約約款の内容を説明しなければならない。

（使用料規程）
第十三条 著作権等管理事業者は、次に掲げる事項を記載した使用料規程を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 文部科学省令で定める基準に従い定める利用区分（著作物等の種類及び利用方法の別による区分をいう。第二十三条において同じ。）
二 実施の日

三 その他文部科学省令で定める事項

2 著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならない。

3 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その届出に係る使用料規程の概要を公表しなければならない。

4 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした使用料規程に定める額を超える額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならない。

（使用料規程の実施禁止期間）

第十四条 前条第一項の規定による届出をした著作権等管理事業者は、文化庁長官が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までの間は、当該届出に係る使用料規程を実施してはならない。

2 文化庁長官は、著作権等管理事業者から前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る使用料規程が著作物等の円滑な利用を阻害するおそれがあると認めるときは、その全部又は一部について、当該届出を受理した日から起算して三月を超えない範囲内に

において、前項の期間を延長することができる。

3 文化庁長官は、指定著作権等管理事業者（第二十三条第一項の指定著作権等管理事業者をいう。以下この条において同じ。）から前条第一項の規定による届出があつた場合において、第一項の期間を経過する日までの間に利用者代表（第二十三条第二項に規定する利用者代表をいう。第五項において同じ。）から当該届出に係る使用料規程に關し第二十三条第二項の協議を求めた旨の通知があつたときは、当該使用料規程のうち当該協議に係る部分の全部又は一部について、当該届出を受理した日から起算して六月を超えない範囲内において、第一項の期間を延長することができる。

4 文化庁長官は、前項の規定により第一項の期間を延長した場合において、当該延長された同項の期間を経過する日前に、当該使用料規程のうち当該延長に係る部分の全部又は一部について、当該指定著作権等管理事業者から第二十三条第二項の協議において変更する必要があることとされた旨の通知があつたとき、又は変更する必要がある旨の第二十四条第一項の裁定をしたときは、当該使用料規程のうち当該変更する必要があることとされた部分について、当該延長された第一項の期間を短縮することができる。

5 文化庁長官は、第二項の規定により第一項の期間を延長したとき又は第三項の規定により第一項の期間を延長し、若しくは前項の規定により当該延長された第一項の期間を短縮したときは、その旨を、当該著作権等管理事業者又は当該指定著作権等管理事業者及び利用者代表に通知するとともに、公告しなければならない。

（管理委託契約約款及び使用料規程の公示）
第十五条 著作権等管理事業者は、文部科学省令で定めるところにより、第十一条第一項の規定による届出をした管理委託契約約款及び第二十三条第一項の規定による届出をした使用料規程を公示しなければならない。

（利用の許諾の拒否の制限）

第十六条 著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならない。

（情報の提供）

第十七条 著作権等管理事業者は、著作物等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等その他の取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供するように努めなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十八条 著作権等管理事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の著作権等管理事業に係る貸借対照表、事業報告書その他の文部科学省令で定める書類（次項及び第三十四条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 委託者は、著作権等管理事業者の業務時間内は、いつでも、財務諸表等の閲覧又は謄写を請求することができる。

第四章 監督

（報告徴収及び立入検査）

第十九条 文化庁長官は、この法律の施行に必要限度において、著作権等管理事業者に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告させ、又はその職員に、著作権等管理事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（業務改善命令）

第二十条 文化庁長官は、著作権等管理事業者の業務の運営に關し、委託者又は利用者の利益を

害する事実があると認めるときは、委託者又は利用者の保護のため必要限度において、当該著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款又は使用料規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第二十一条 文化庁長官は、著作権等管理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて著作権等管理事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。

三 第六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当することとなつたとき。

2 文化庁長官は、著作権等管理事業者が登録を受けてから一年以内に著作権等管理事業を開始せず、又は引き続き一年以上著作権等管理事業を行っていないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

3 第六条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

（監督処分等の公告）

第二十二条 文化庁長官は、前条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第五章 使用料規程に關する協議及び裁定

（協議）

第二十三条 文化庁長官は、著作権等管理事業者について、その使用料規程におけるいずれかの利用区分（当該利用区分における著作物等の利用の状況を勘案して当該利用区分をより細分した区分についてこの項の指定をすることが合理的であると認めるときは、当該細分した区分。

以下この条において同じ。）において、すべての著作権等管理事業者の收受した使用料の総額に占めるその收受した使用料の割合が相当の割合であり、かつ、次に掲げる場合に該当するときは、当該著作権等管理事業者を当該利用区分に係る指定著作権等管理事業者として指定することができる。

一 当該利用区分において收受された使用料の総額に占めるすべての著作権等管理事業者の收受した使用料の総額の割合が相当の割合である場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該著作権等管理事業者の使用料規程が当該利用区分における使用料の額の基準として広く用いられており、かつ、当該利用区分における著作物等の円滑な利用を図るために必要があると認める場合

2 指定著作権等管理事業者は、当該利用区分に係る利用者代表（一の利用区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払った使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表するとして認められる団体又は個人をいう。以下この章において同じ。）から、第十三条第一項の規定による届出をした使用料規程（当該利用区分に係る部分に限る。以下この章において同じ。）に關する協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3 利用者代表は、前項の協議（以下この章において「協議」という。）に際し、当該利用区分における利用者（当該利用者代表が直接又は間接の構成員を有する団体であるときは、当該構成員である利用者を除く。）から意見を聴取するように努めなければならない。

4 文化庁長官は、利用者代表が協議を求めたにもかかわらず指定著作権等管理事業者が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合で

6 使用料規程を変更する必要がある旨の裁定があつたときは、当該使用料規程は、その裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して著作権等管理事業

る。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一項各号に掲げる事項及び第五条第一項第二号に掲げる事項を著作権等管理事業者登録簿に登録するものとする。

4 旧仲介人に対する第十一条第三項、第十二条及び第十五条（管理委託契約約款に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成十四年三月三十一日又は第十一条第一項の規定により届け出た管理委託契約約款の実施の日の前日、いずれか早い日までの間は、旧仲介業務法第二条又は第四条の規定により許可を受けた業務執行の方法は、第十一条第一項の規定により届け出た管理委託契約約款とみなす。

5 旧仲介人に対する第十三条第四項及び第十五条（使用料規程に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成十四年三月三十一日又は第十三条第一項の規定により新たに届け出た使用料規程の実施の日の前日、いずれか早い日までの間は、旧仲介業務法第三条第一項の規定により認可を受けた著作物使用料規程（次項において「旧著作物使用料規程」という。）は、第十三条第一項の規定により届け出た使用料規程とみなす。

6 旧仲介人が第十三条第一項の規定により新たに届け出た使用料規程であつてその実施の日が平成十四年四月一日以前であるものの全部又は一部について次の各号に掲げる事由があるときは、旧著作物使用料規程のうち当該全部又は一部に相当する部分については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める日までの間、同条第一項の規定により届け出た使用料規程とみなす。

一 第十四条第二項から第四項までの規定により同条第一項の期間が変更されたとき（次号に該当するときは除く。）当該変更された同項の期間を経過する日
二 その実施の日（第十四条第三項の規定により同条第一項の期間が延長されたときは、当該延長された同項の期間を経過する日）前に第二十四条第一項の裁定の申請があつたとき、その実施の日の前日又は当該裁定の日のいずれか遅い日
（旧仲介業務に該当しない著作権等管理事業に

係る経過措置

第四条 この法律の施行の際現に著作権等管理事業（旧仲介業務に該当するものを除く。以下この条において同じ。）を行つてゐる者は、平成十四年三月三十一日までの間は、第三条の登録を受けないで、当該著作権等管理事業を引き続き行うことができる。

2 前項に規定する者が同項の著作権等管理事業について平成十四年三月三十一日以前に第三条の登録を受けた場合には、当該著作権等管理事業については、同日又は第十一条第一項の規定により届け出た管理委託契約約款の実施の日の前日、いずれか早い日までの間は、同条第三項及び第十二条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する場合には、当該著作権等管理事業については、平成十四年三月三十一日又は第十三条第一項の規定により届け出た使用料規程の実施の日の前日、いずれか早い日までの間は、同条第四項の規定は、適用しない。

4 その実施の日が平成十四年四月一日以前である使用料規程の全部又は一部について前条第六項各号に掲げる事由があるときは、当該著作権等管理事業のうち当該全部又は一部に係る部分については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める日までの間、第十三条第四項の規定は、適用しない。

（登録の拒否に関する経過措置）

第五条 第六条第一項第三号及び第五号ハの規定の適用については、旧仲介業務法第九条の規定により旧仲介業務法第二条の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、第二十一条第一項の規定により登録を取り消された者とみなす。

2 第六条第一項第四号及び第五号ホの規定の適用については、旧仲介業務法の規定により罰金の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者とみなす。
（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（著作権法の一部改正）

第八条 著作権法の一部を次のように改正する。
目次中「第百四条の十一」を「第百四条の十」に改める。
第百四条の十を削り、第百四条の十一を第百四条の十とする。

（独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第九条 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。
（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

二十九の二 著作権等管理事業者の登録
著作権等管理事業法（平成十二年法律第

録）の規定による著作権等管理事業者の登録

（文部科学省設置法の一部改正）
第十一条 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権に関する仲介業務に関する法律（昭和十四年法律第六十七号）第三條第四項」を「著作権等管理事業法（平成十二年法律第 号）第二十四条第四項」に改める。

律の一部改正

第七条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第十一条中著作権法第七十八条の改正規定を次のように改める。

第七十八條第三項中「抄本」の下に「若しくはその附属書類の写し」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 著作権登録原簿及びその附属書類については、情報公開法の規定は、適用しない。

第十一条のうち著作権法第八十八条第二項の改正規定及び同法第百四条の改正規定中「第六項」を「第七項」に改める。
（登録免許税法の一部改正）

第十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一中第二十九号の二を第二十九号の三とし、第二十九号の次に次のように加える。

号	第三条（登録件数）	登録件数	一件につき九万円
二十九の二	著作権等管理事業者の登録		